

学校における危機管理対応について(参考指針)

目 次

第1章 総 則	1
第2章 災害	3
第1節 災害発生に対する教職員の基本的な考え方	3
第2節 地震（津波を含む）発生時の対応	4
1 教職員の基本行動	4
2 状況別の行動指針	5
(1) 在校時	
(2) 登下校時	
(3) 校外活動時	
(4) 在宅時（勤務時間外）	
3 行動の重点	9
(1) 各学校種別の重点	
(2) 学校の実態に即したものにするために	
第3節 火災発生時の対応	11
1 教職員の基本行動	11
2 状況別の行動指針	12
(1) 在校時	
(2) 登下校時	
(3) 校外活動時	
(4) 在宅時（勤務時間外）	
3 行動の重点	16
(1) 各学校種別の重点	
(2) 学校の実態に即したものにするために	
第4節 台風時の対応	17
1 教職員の基本行動	17
2 状況別の行動指針	18
(1) 在校時	
(2) 登下校時	
3 行動の重点	20
(1) 各学校種別の重点	
(2) 学校の実態に即したものにするために	
第5節 大雷時の対応	21
1 教職員の基本行動	21
2 状況別の行動指針	22
(1) 在校時	
(2) 登校時	
3 行動の重点	24
(1) 各学校種別の重点	
(2) 学校の実態に即したものにするために	

第3章 事件・事故	25
第1節 不審者侵入時の対応（児童生徒に危害を加えようとした場合）	25
1 突然の危険な侵入者への対応	25
2 行動の重点	26
(1) 突然の危険な侵入者対応時のポイント	
(2) 各学校種別の重点	
(3) 学校の実態に即したものにするために	
第2節 交通事故等の対応	27
1 交通事故の対応	27
(1) 交通事故発生時の対応	
(2) 行動の重点	
ア 交通事故発生時の対応のポイント	
イ 各学校種別の重点	
ウ 学校の実態に即したものにするために	
2 学校内等での事故の対応	29
(1) 授業中に児童生徒が突然倒れた場合の対応	
(2) 水泳の飛び込み時等に事故が発生した場合の対応	
(3) 行動の重点	
ア 学校内等での事故発生時の対応のポイント	
イ 各学校種別の重点	
ウ 学校の実態に即したものにするために	
第4章 疾病等	33
第1節 食中毒発生時の対応	33
1 初期対応の概要	33
2 職員体制	34
(1) 校内対策委員会の設置	
(2) 職員の役割（例）	
3 関係機関への対応	35
(1) 市町村教育委員会への対応	
(2) 保健所への対応	
(3) 共同調理場への対応	
4 関係書類等	35
(1) 整えておくべき関係書類	
(2) 作成すべき関係書類	
5 救急体制・連絡網	36
6 行動の重点	36
(1) 食中毒発生時の対応のポイント	
(2) 各学校種別の重点	
(3) 学校の実態に即したものにするために	

第2節 感染症発生時の対応	37
1 初期対応の概要	37
2 「伝染病」と「感染症」の定義	38
3 学校における対応	38
(1) 学校において予防すべき伝染病の種類	
(2) 基本的な処置及び対応	
4 行動の重点	40
(1) 感染症発生時の対応のポイント	
(2) 各学校種別の重点	
(3) 学校の実態に即したものにするために	
第3節 薬品事故発生時の対応	41
1 基本的な対応	41
(1) 基本的な処置	
(2) 初期対応のフロー図	
2 救急体制・連絡網	42
3 盗難及び紛失への対応	42
(1) 対応のポイント	
(2) 緊急対応のフロー図	
(3) その他の配慮事項	
4 行動の重点	43
(1) 薬品事故発生時の対応のポイント	
(2) 各学校種別の重点	
(3) 学校の実態に即したものにするために	
第5章 避難所としての学校運営	44
第1節 学校が避難所となる場合の基本的な考え方	44
第2節 避難所の運営組織	45
第3節 避難所設営に係る教職員の対応と運営の在り方	46
1 教職員の対応	46
2 運営の在り方	47
3 避難所運営に係る教職員のサービス上の取扱い	48
参考文献	49

第1章 総則

地震や火災などの危機が発生した場合の対応については、鳥取県防災計画や各種の通知等に基づき、各学校において初動態勢が図られているところですが、新たに重症急性呼吸器症候群（SARS）が流行するなど、様々な危機に応じた的確かつ迅速な対応が一層重要になっています。

そこで、それぞれの危機に教職員等が個別に対応する時の参考となるよう、各危機ごとに基本的な対応の手順を流れ図にして本書にまとめました。

なお、本書はあらゆる危機を対象としたものではなく、一般的に想定されている災害等への対応の大まかな目安として作成していますので、それぞれの学校においては、本書及び他の有効な情報を参考にして、学校の規模や校種、市部・郡部などの立地場所などの実態に応じ、学校独自の具体的なマニュアルを作成されることをおすすめします。

また、それぞれの危機を想定した訓練を実施し、教職員及び児童生徒の危機管理意識を啓発していただくことが望まれます。

(1) 災 害

ア 地 震

児童生徒の在校時、登下校時、校外活動時及び在宅時における①地震発生前（平常時）の避難訓練等、②災害発生時の安全確保の方法等、③発生後の人員確認等の措置等、について教職員の基本的な行動を示すとともに、地震発生から児童・生徒の保護者への引き渡しまでの対応の手順を図式化

イ 火 災

地震への対応と同様に在校時等の各場面に対応すべき教職員の基本的な行動を示すとともに、火災発生から児童・生徒の保護者への引き渡しまで対応の手順を図式化

ウ 台 風

台風の接近を予測できることを踏まえ、在校時、登下校時の各場面に応じた教職員の基本的な行動を示すとともに、対応の手順を図式化

エ 大 雪

台風と同様に大雪の発生を予測できることを踏まえ、各場面に対応すべき教職員の基本的な行動を示すとともに、対応の手順を図式化

(2) 事件・事故

ア 不審者侵入時

児童生徒の在校時における突然の危険な侵入者への教職員の対応の手順を図式化

イ 交通事故

登下校時や校外活動時における児童生徒の交通事故への教職員の対応の手順を図式化

ウ 学校内等での事故

迅速かつ適切な対応が求められる①児童生徒が突然倒れた場合、②水泳の飛び込み時における打撲事故について、教職員の対応の手順を図式化

(3) 疾病等

ア 食中毒

食中毒と思われる症状が発生した場合の教職員の対応の手順を図式化するとともに、原因究明までの対応について設定

イ 感染症

食中毒への対応と同様に、感染症と思われる症状が発生した場合の教職員の対応の手順を図式化するとともに、感染の拡大を防ぐための対応について設定

ウ 薬品事故

事故の発生した場合及び薬品が盗難又は紛失した場合の教職員の対応の手順を図式化

(4) 避難所としての学校運営

鳥取県防災計画に基づき避難所として指定されている学校について、避難所の運営及び教職員の対応の手順を図式化。なお、避難所に指定されていない学校においても、地域住民の緊急の避難所として対応できる体制を整備しておく必要がある。

第2章 災害

第1節 災害発生に対する基本的な考え方

災害には、地震のように予測が困難なものと、気象災害（台風や大雪など）のように予測可能なものがある。そこで、災害の発生が予測される段階、災害が発生した段階及び災害発生後の段階で、教職員が適切な行動をとるために、災害に対する基本的な考え方を共通理解しなければならない。

災害の発生が予測される段階

様々な広報媒体や関係機関からの情報に常に関心を持ち、災害の発生の可能性やその程度などを検討することは、被害を最小限に食い止めるための大切な取組と考えなければならない。

- 気象情報の収集……………勤務時間内外を問わず、常に気象情報には関心を持たなければならない。
- 関係機関からの情報収集……………JR・バス会社・市町村役場等から情報収集する。
- 災害発生時の指示・行動の確認・周知……………予測される災害の種類と程度を検討して、連絡方法や指示の内容などについて教職員間で確認し、児童生徒、保護者等へ周知する。

災害が発生した段階

児童生徒の安全確保・安否確認が教職員の第一の使命であり、その後、安全な場所への避難誘導を行う。

- 児童生徒の安全確保・安否確認……………児童生徒が学校内又は校外活動時にあっては安全確保を、また自宅などの学校外にいる場合は安否の確認を至急に行う。
- 避難誘導……………安全な場所へ誘導する。その時、頭部を中心に身体の保護と避難時の行動方法を徹底するとともに、臨機に安全な経路を選択して誘導を行うこと。
(例) 避難時の行動方法 「お・は・し・か」 (お)さない、(は)しらない、(し)ゃべらない、(か)ってなこうどうをしない

災害発生後の段階

児童生徒の安全確保とともに、保護者への引き渡しをできるだけ確実に行う。

- 学校災害対策組織の設置……………災害に対する学校の指揮命令系統を明確にし、状況に応じた的確な対応をとるようにする。
(例) 安否確認、救護、保護者への連絡、安全点検、応急復旧など
- 保護者への引き渡し……………児童生徒を確実に保護者へ引き渡すようにする。
- 学校再開への準備……………学校が使えなくなった場合、通常の教育活動ができるように準備を進める。
- 避難所への対応……………教職員は児童生徒の安全確保と学校再開に向けた行動が第一である。避難所の運営主体は、災害対策担当部局が責任を持つが、教職員は可能な限り協力すべきである。

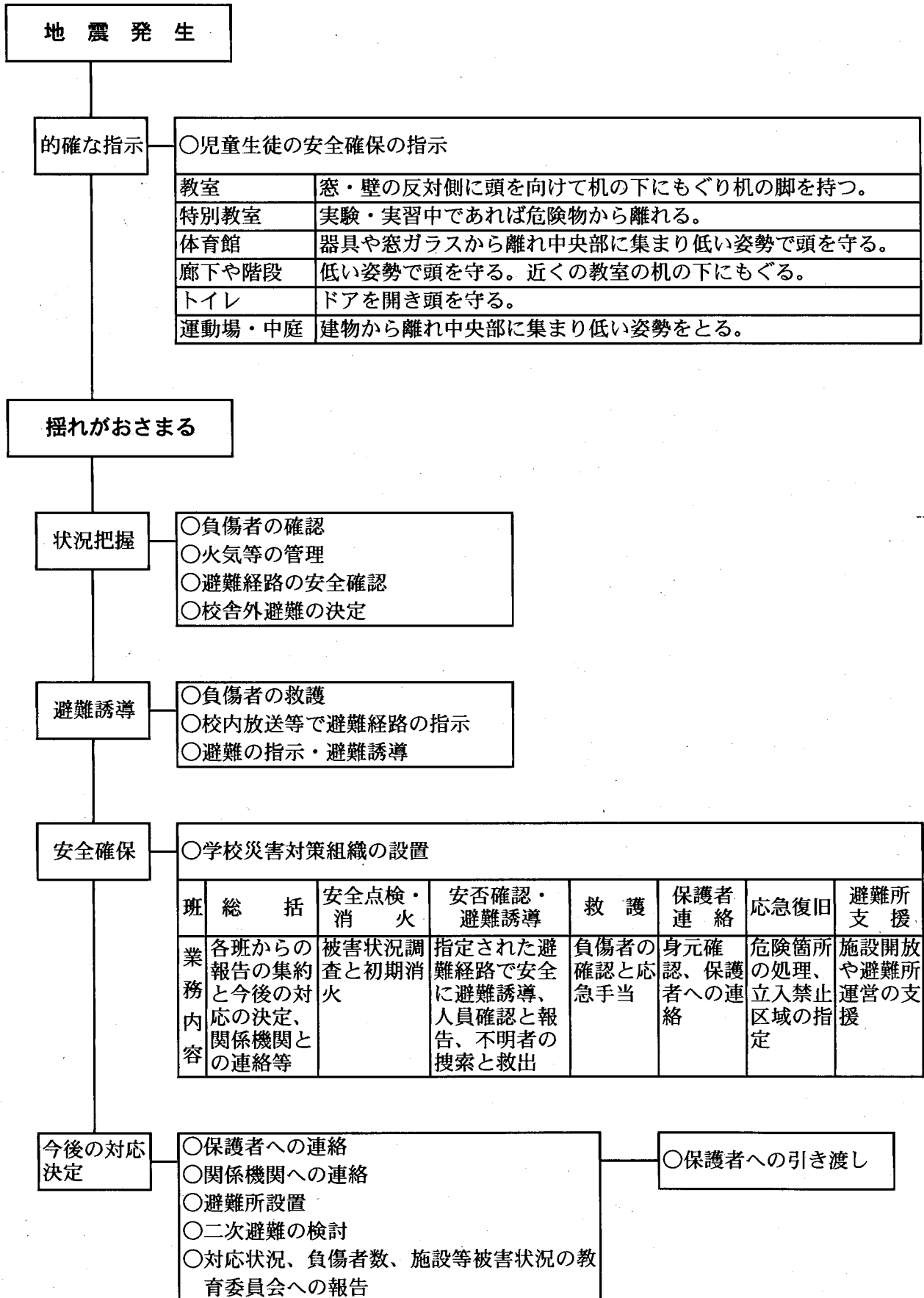
第2節 地震（津波を含む）発生時の対応

1 対応の要点

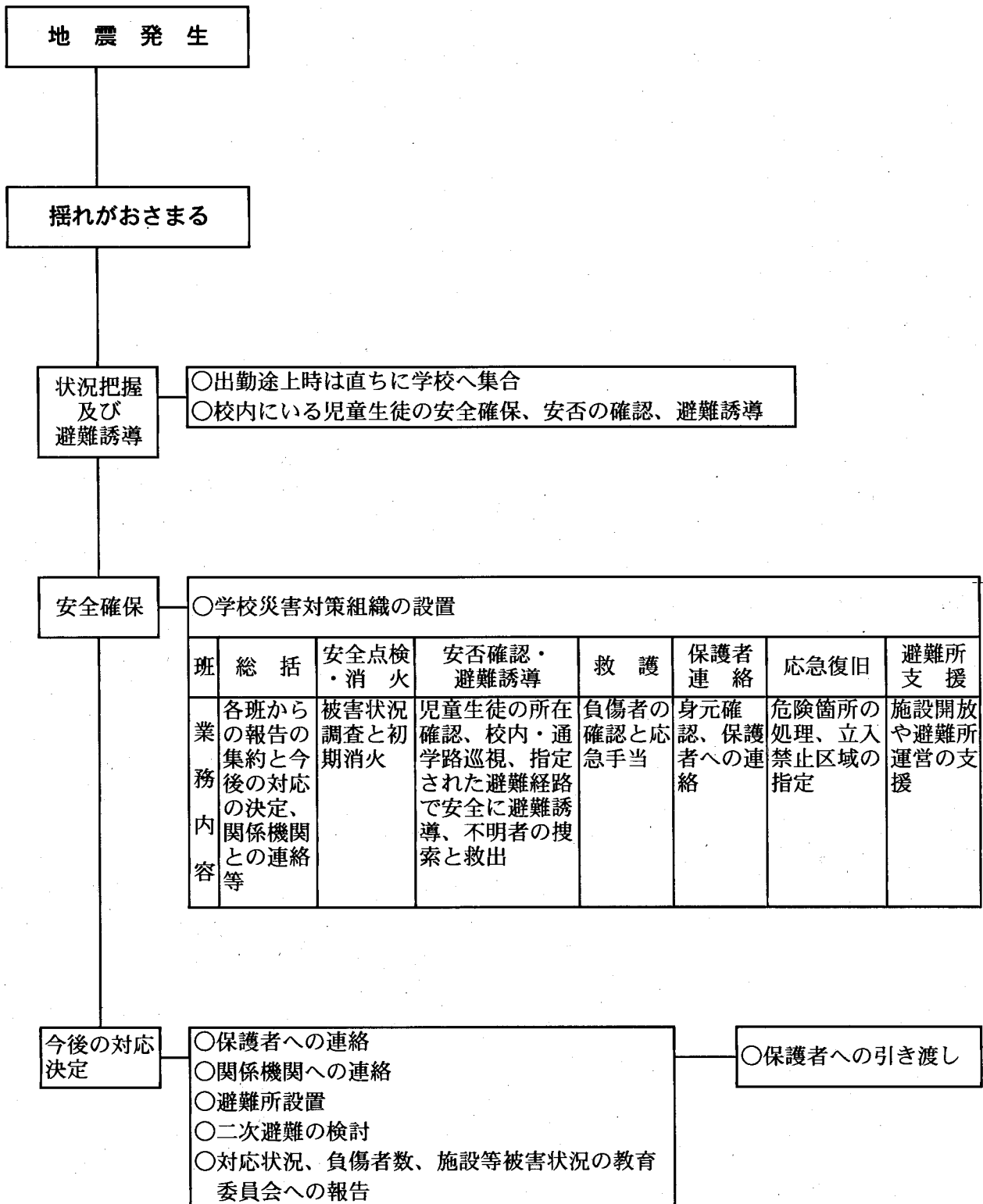
児童生徒の状況	地震発生まで	災害発生時	災害発生後
在校時	<ul style="list-style-type: none"> ○所在場所に応じた安全確保の方法を訓練する。 ○避難時の行動方法の訓練を徹底する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○児童生徒の安全確保のために的確な指示をする。（頭部の保護、机の下へもぐるなど） 	<ul style="list-style-type: none"> ○火災などの二次災害を防止する。（火・ガス・薬品の確認） ○避難経路の安全を確認して避難の指示及び避難誘導をする。 ○児童生徒の人員確認をする。 ○不安を和らげる配慮をする。 ○負傷者の応急手当をする。 ○校内を巡回し校舎の状況把握と残留者の発見・救出をする。 ○地震の規模、被害状況等の情報を収集し、二次災害への対応をとる。（津波、火災、崩落など） ○保護者・関係機関へ連絡等を行う。 ○児童生徒を保護者に引き渡す。
登下校時	<ul style="list-style-type: none"> ○登下校の状況に応じた安全確保の方法を訓練する。 ○危険個所の確認と安全な避難場所等を周知・徹底する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○校内にいる児童生徒の安全を確保する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○安否確認の活動を開始する。（校内巡視、通学路巡視、自宅確認など） ○校舎等と通学路の被害状況を確認する。 ○保護者・関係機関へ連絡または情報収集を行う。
校外活動時	<ul style="list-style-type: none"> ○下見の時に、見学施設の避難経路、避難場所等の確認をする。 ○学校への連絡方法を事前に確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○児童生徒の安全確保のために的確な指示をする。 ○安全な場所へ避難誘導をする。 	<ul style="list-style-type: none"> ○現地の施設管理者の指示に従う。 ○地震の規模、被害状況などの情報を収集し、二次災害への対応をとる。（津波、火災、崩落など） ○児童生徒の人員確認を行い、不安を和らげる。 ○学校へ連絡をする。
在宅時	<ul style="list-style-type: none"> ○地震の程度に応じた教職員の配備計画を確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○自分と家族の安全を確保する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○自分と家族等の安全を確認後、自宅待機又は学校に集合する。 ○児童生徒の安否確認をする。 ○校舎等の被害状況を調査する。

2 状況別の基本的対応手順

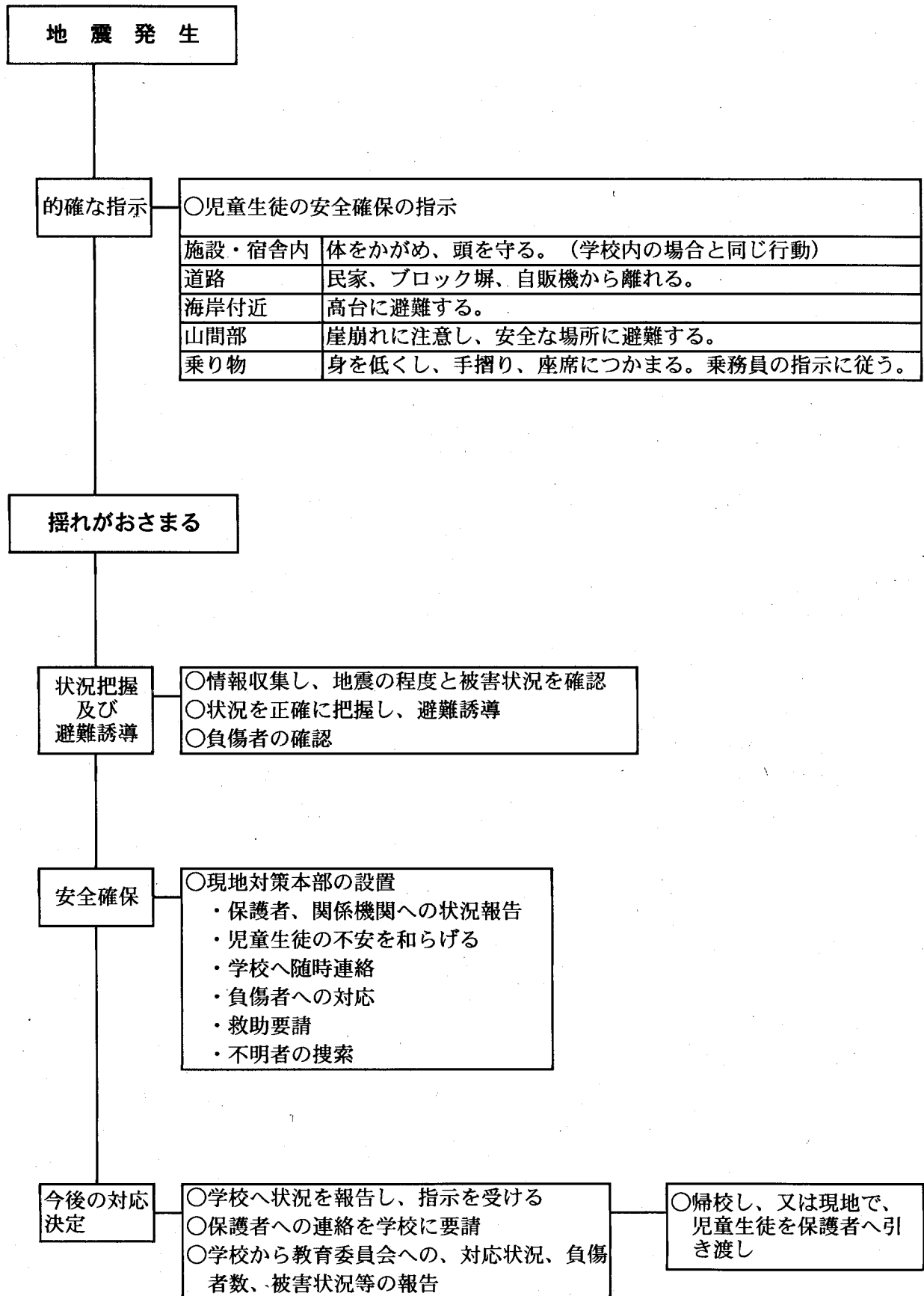
(1) 在校時の対応



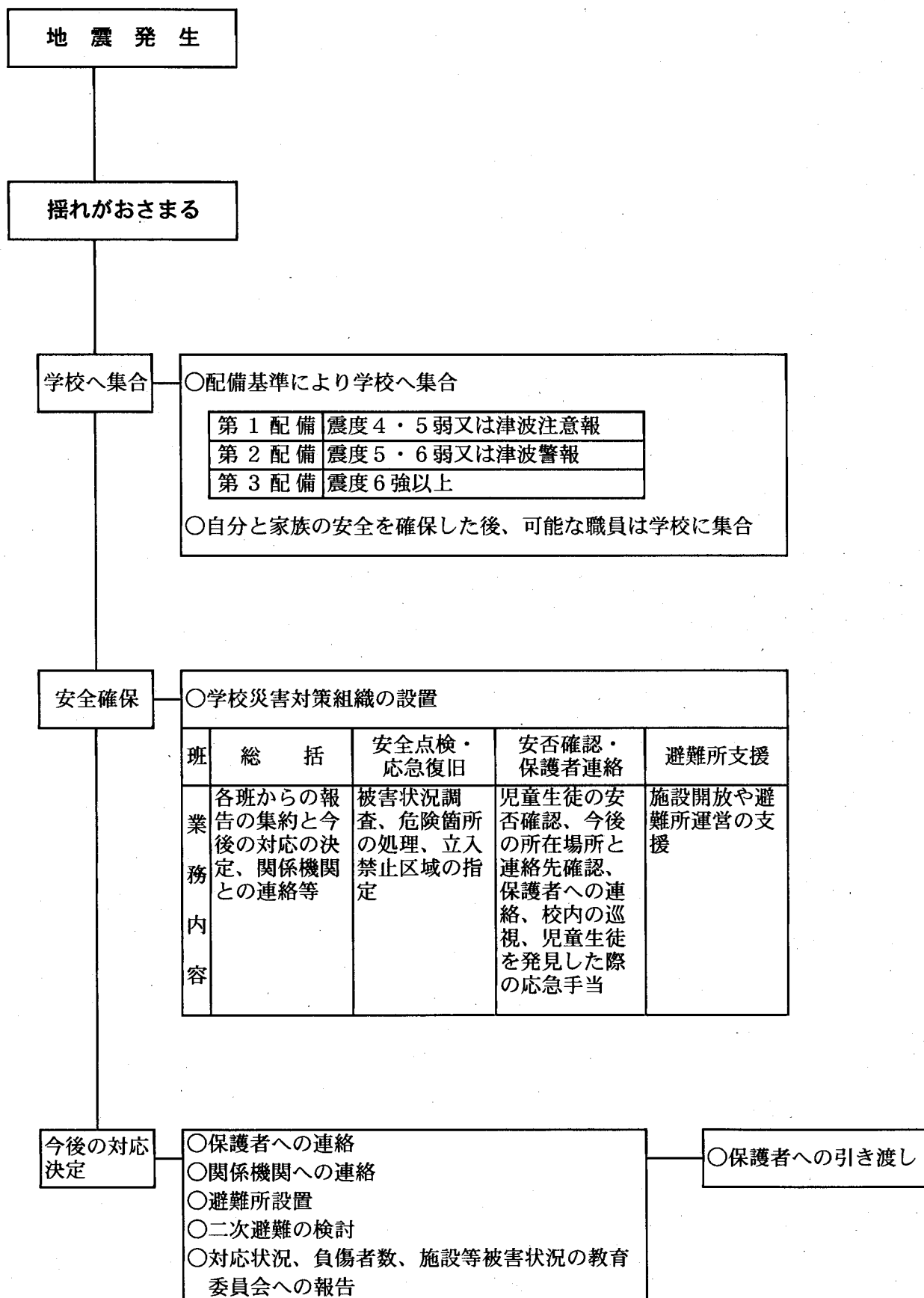
(2) 登下校時の対応



(3) 校外活動時の対応



(4) 在宅時（勤務時間外）の対応



3 行動の重点

(1)各学校種別の重点

【小学校】

- ・状況に応じた的確な行動がとれない場合があるので、教職員は具体的で分かりやすい指示をする。
- ・集団で行動をする場合には、落ち着いた行動となるよう徹底する。
(例)「お・は・し・か」**お**さない、**は**しらない、**し**ゃべらない、**か**ってなこうどうをしない)
- ・避難後は、恐怖を体験した児童の心を和らげるよう努める。

【中・高等学校】

- ・パニックとならないように、的確な指示と、情報を提供する。
- ・心理的不安を取り除くよう努める。

【定時制高校（夜間）】

- ・停電によるパニックを防止するため、ハンドマイクや懐中電灯を各教室及び必要な箇所に常時設置しておく。
- ・被害の現状を生徒に情報提供し、安全な避難経路を指示する。

【盲学校】

- ・授業者は、声をかけ続け、手を握るなどして避難させる。その際、授業を行っていない教職員と連携・協力しながら避難させるような体制を日頃から確立しておく。
- ・視覚情報不足からくる心理的不安を取り除くように努める。
- ・登下校時には、周囲の人に視覚障害者であることを告げ、周囲の状況を教えてもらい、安全な場所への誘導を依頼するように普段から指導しておく。
- ・外出時、登下校時には連絡先を記したカードを携行するよう指導しておく。

【聾学校】

- ・非常灯・旗などの視覚情報を使って安全に避難できるようにする。
- ・聴覚情報不足からくる心理的不安を取り除くように努める。
- ・登下校時には、周囲の人に聴覚障害者であることを意思表示し、周囲の状況を教えてもらい、安全な場所への誘導を依頼するように普段から指導しておく。
- ・外出時、登下校時には連絡先を記したカードを携行するよう指導しておく。

【養護学校】

- ・授業者は直ちに児童生徒のそばに行き、安全な避難経路・避難方法を確保して避難する。その際、授業を行っていない教職員と連携・協力しながら避難させるような体制を日頃から確立しておく。
- ・心理的不安を取り除くよう努める。
- ・日頃から併設・隣接施設（寄宿舍・病院・訓練施設等）及び近隣の事業所等と連携・協力体制を確立しておく。
- ・外出時、登下校時には連絡先を記したカードを携行するよう指導しておく。

(2) 学校の実態に即したものとするために

- 学校の校舎自体の耐震性、学校敷地周辺の危険箇所等に十分配慮した対応が必要である。
- 学校周辺にある避難施設となり得る施設（公民館等他の公的施設）を想定しておく必要がある。
- 学校が山間地、海岸線、都市部等の立地条件によって、どのような被害が発生しやすいのかを検討して、避難の指示やその後の対応に違いがあることを理解しておく必要がある。
 - ・山間地の学校……土砂崩れ、交通遮断による孤立など
 - ・海岸線の学校……津波など
 - ・都市部の学校……大火災、ライフラインの機能低下、ビルの倒壊、パニックなど
- 学校がどのような地盤の上にあるのか、回りにどのような工場があるのか調査し、地震が起きたときの影響を想定しておくことは、被害を最小限にするために必要である。

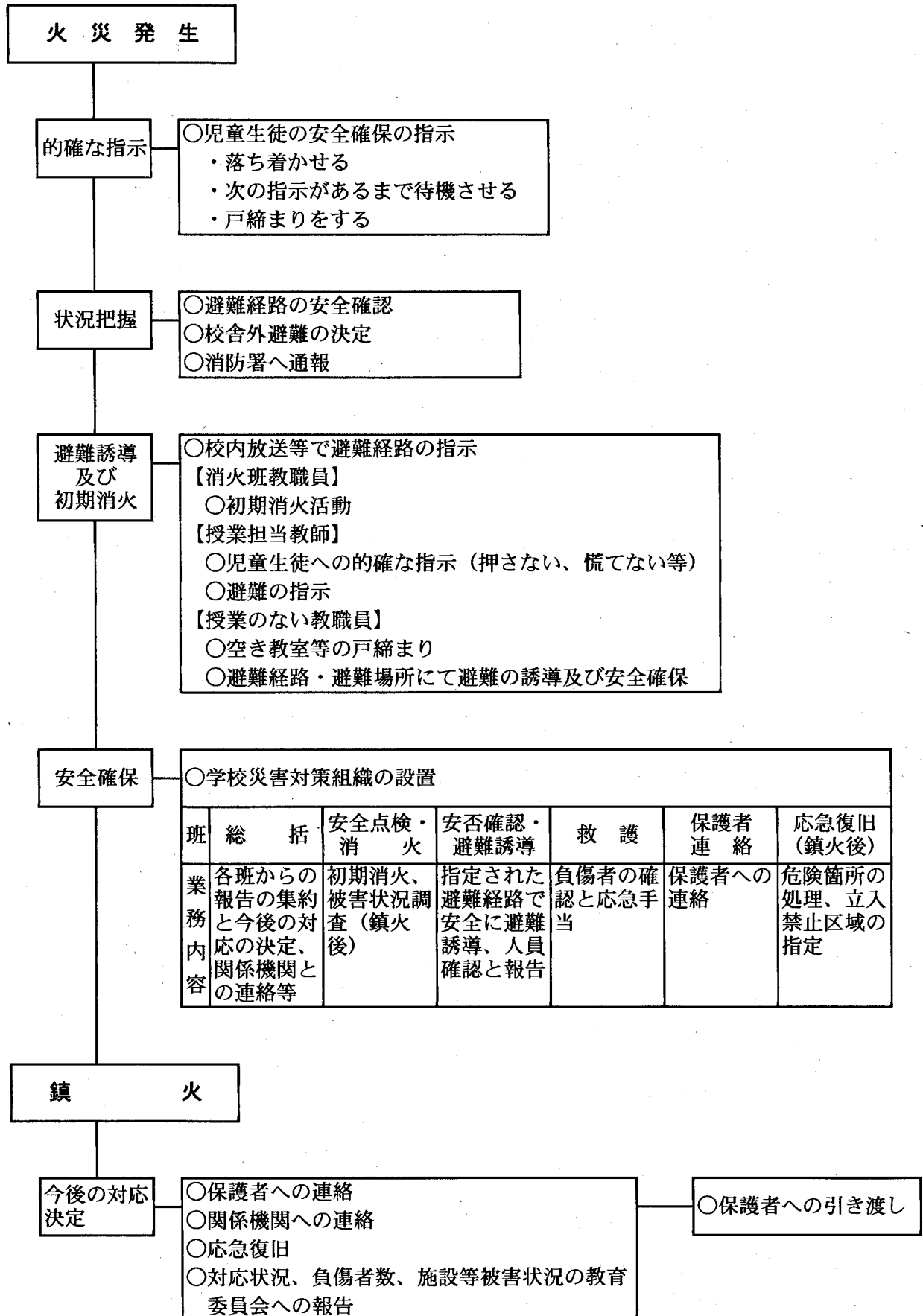
第3節 火災発生時の対応

1 対応の要点

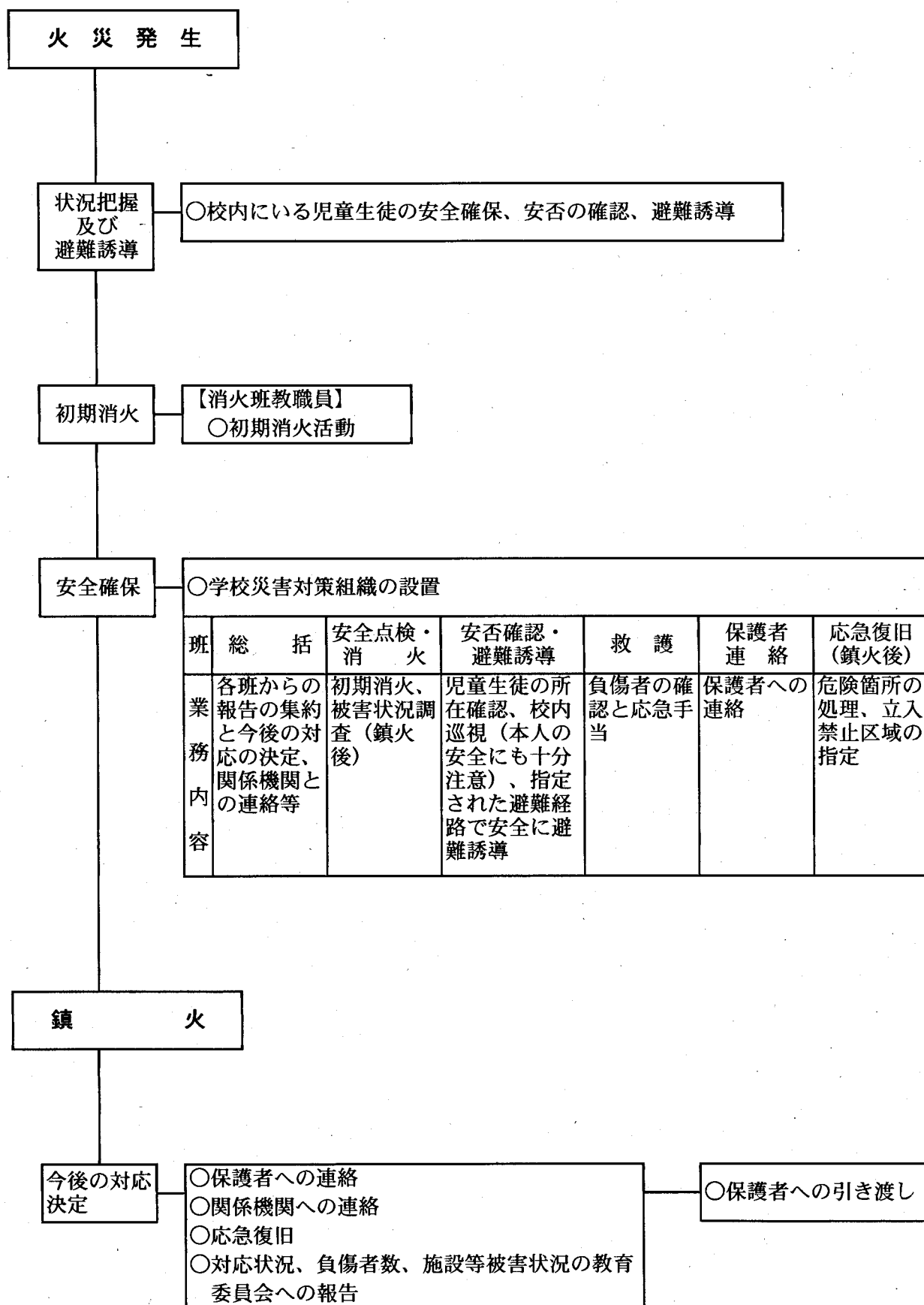
児童生徒の状況	火災発生まで	災害発生時	災害発生後
在校時	○避難訓練等を実施し、日頃から避難経路、避難方法等の確認を徹底しておく。	○児童生徒の安全確保のために的確な指示をする。 (窓を閉める、ハンカチ等を用意するなど) ○避難経路の安全を確認して避難の指示及び避難誘導をする。 ○初期消火活動をする。	○児童生徒の人員確認と不安を和らげる。 ○負傷者の応急手当をする。 ○校内を巡回し校舎の状況を把握する。 ○保護者・関係機関へ連絡をする。 ○児童生徒を保護者に引き渡す。
登下校時 〔校舎等の火災〕		○校内にいる児童生徒の安全を確保する。	○安否確認の活動を開始する。(校内巡視など) ○校舎等の被害状況を確認する。 ○保護者・関係機関へ連絡をする。
校外活動時 〔見学施設等の火災〕	○下見の時に、見学施設の避難経路、避難場所等の確認をする。	○児童生徒の安全確保のために的確な指示をする。 ○安全な場所へ避難誘導をする。	○児童生徒の人員確認と不安を和らげる。 ○学校へ連絡をする。
在宅時 〔校舎等の火災〕	○緊急時の職員間の連絡方法等を確認しておく。		○学校に集合する。 ○校舎等の被害状況を調査する。

2 状況別の基本的対応手順

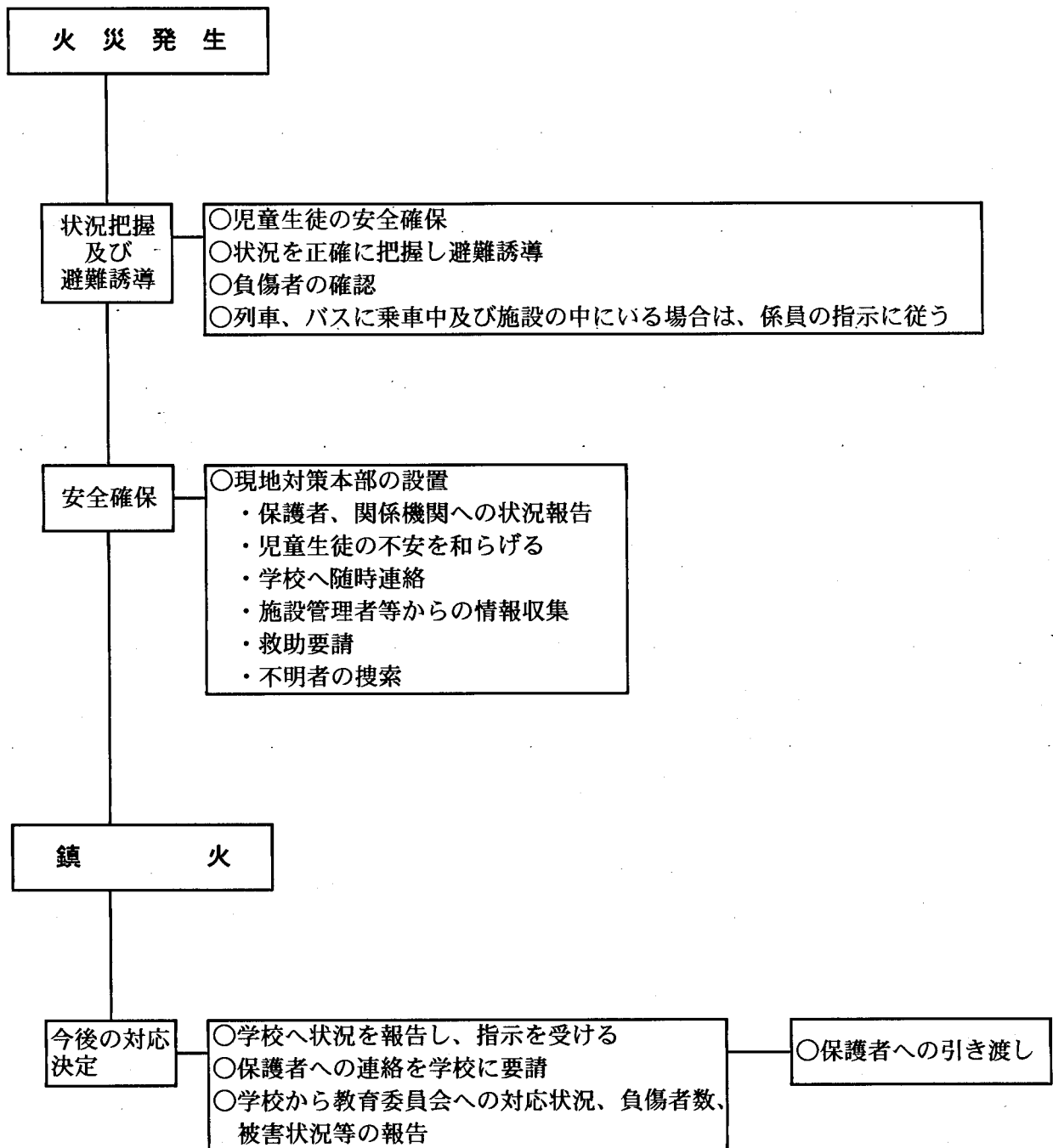
(1) 在校時の対応



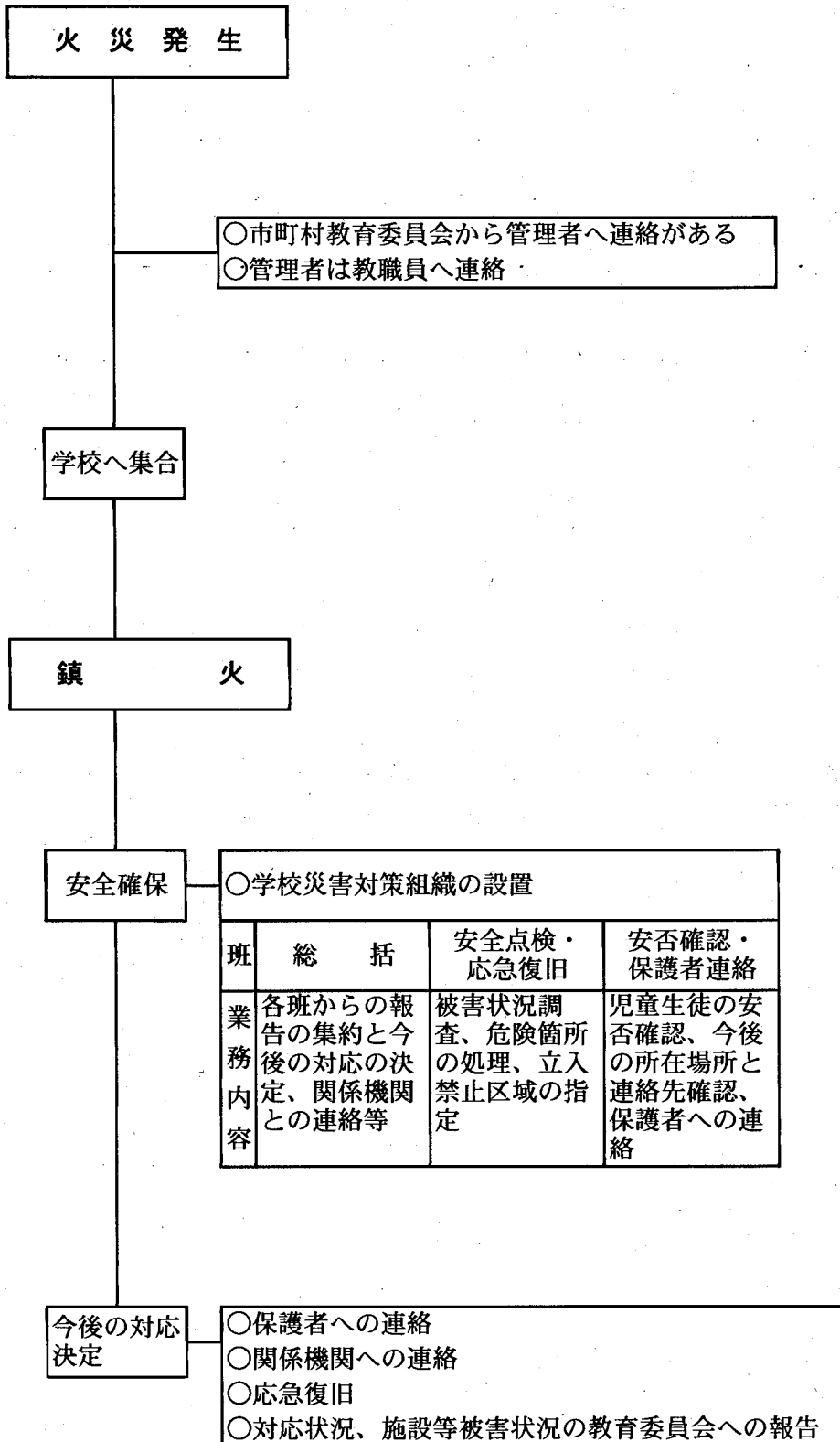
(2) 登下校時の対応



(3) 校外活動時の対応



(4) 在宅時（勤務時間外）の対応



3 行動の重点

(1) 各学校種別の重点

【小学校】

- ・状況に応じた的確な行動がとれない場合があるので、教職員は具体的で分かりやすい指示をする。
- ・集団で行動をする場合には、落ち着いた行動となるよう徹底する。
(例)「お・は・し・か」**お**さない、**は**しらない、**し**ゃべらない、**か**ってなこうどうをしない
- ・普段から避難経路を確認しておく。
- ・避難後は、恐怖を体験した児童の心を和らげるよう努める。

【中・高等学校】

- ・パニックとならないように、的確な指示と情報を提供する。
- ・心理的不安を取り除くよう努める。

【盲・聾・養護学校】

- ・ひとりでは避難できない児童生徒がおり、教職員間の役割分担等も複雑になるため、他の校種以上に研修・訓練を充実させる必要がある。
- ・短時間でたくさんの児童生徒を避難させなければならず、人手が足りないことが想定されるため、日頃から地域住民や近くの事業所等と連携し、いざというとき学校に駆けつけてもらうような組織作りが必要である。

(2) 学校の実態に即したものにするために

- 都市部の核家族世帯が多い学校では、保護者との連絡方法を確認しておく。
- 児童生徒数に比べ、グラウンドが手狭な学校の場合、グラウンドの他に別の避難場所を確認しておく。
- 住宅の密集地帯にある学校については、近隣への延焼を想定し、学校から離れた避難場所を確認しておく。

第4節 台風時の対応

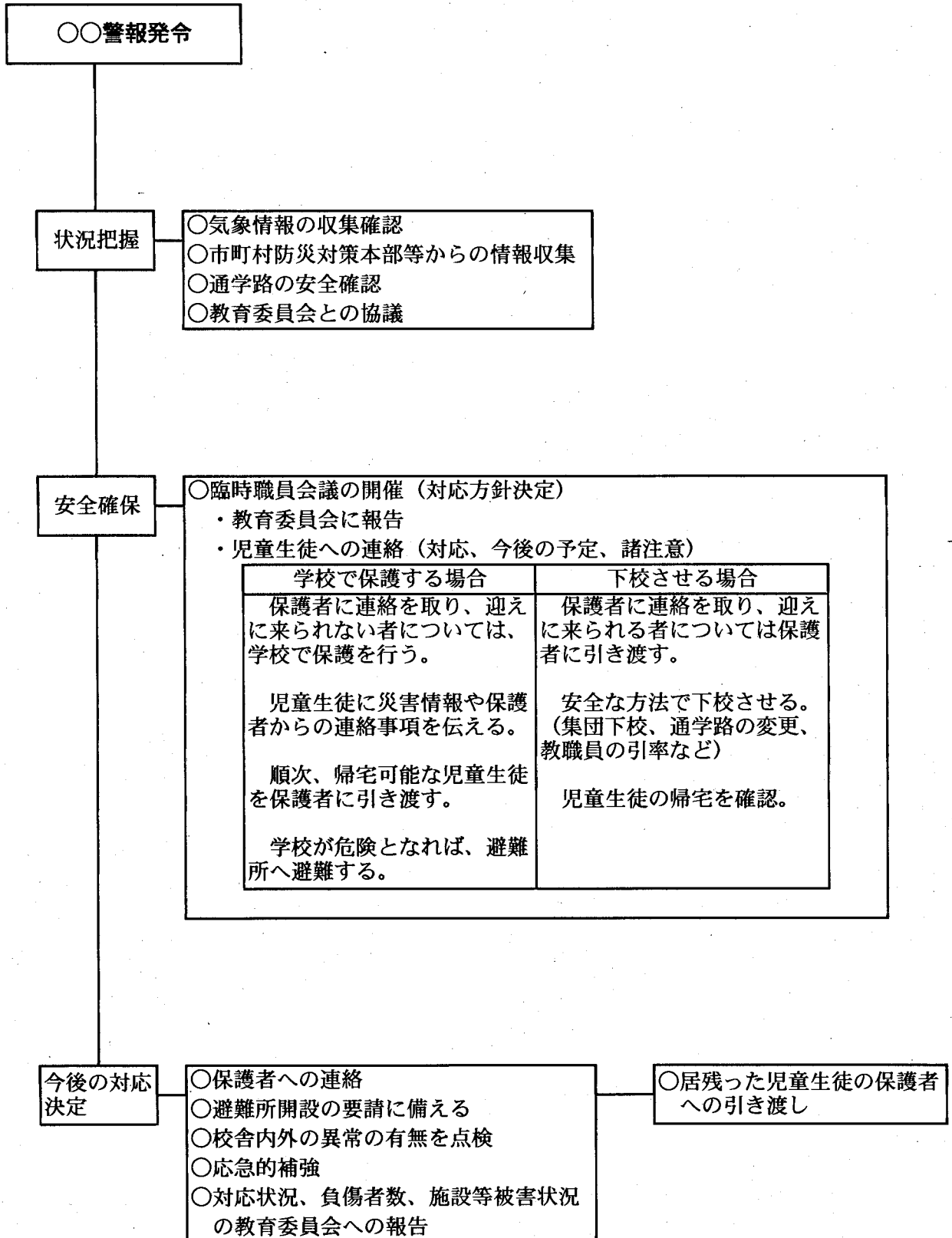
1 対応の要点

台風は、ある程度予測することができるため、事前の情報収集が最も重要となる。気象情報を収集して対応を検討し、周知することが災害から身を守る最大の対策である。

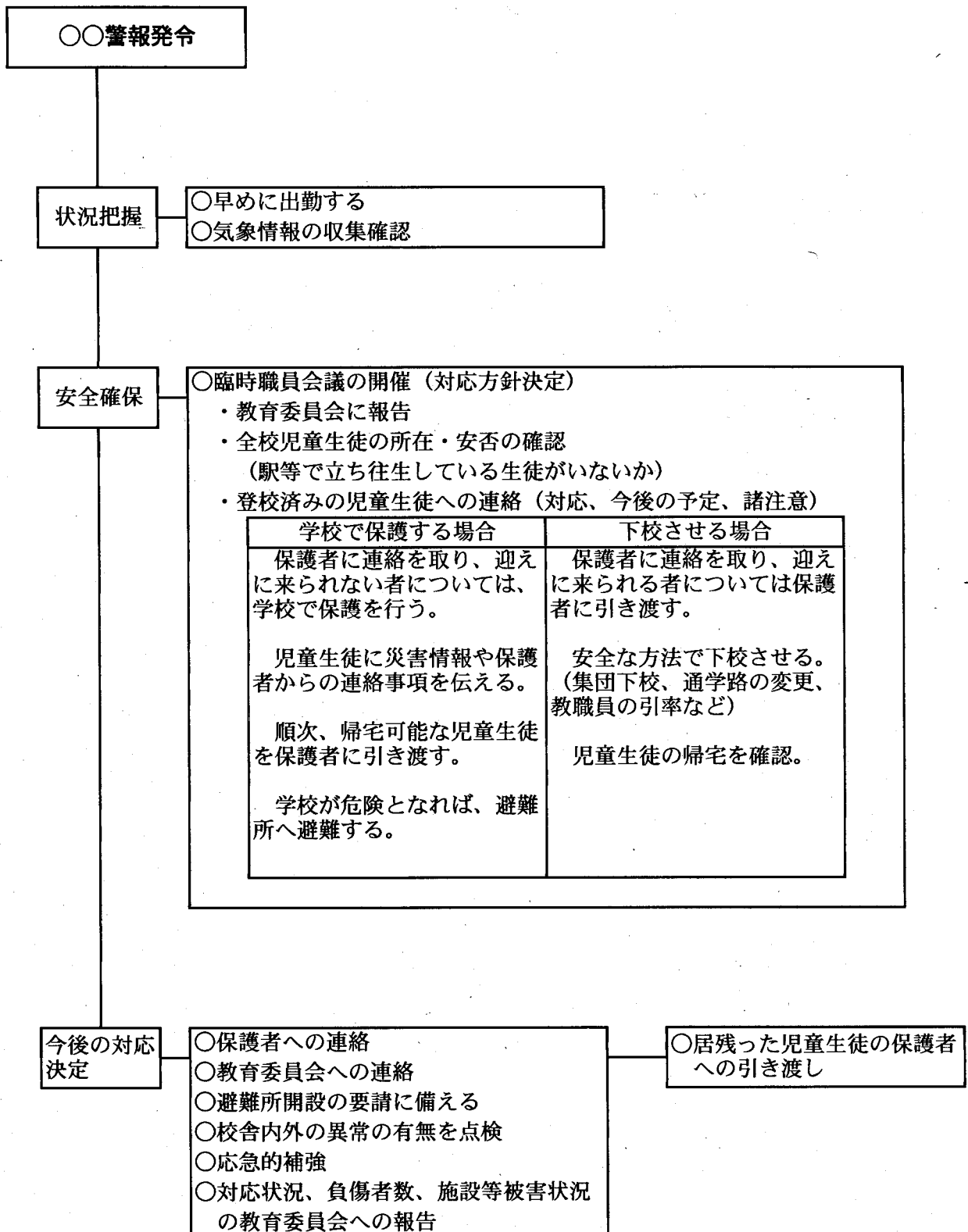
児童生徒の状況	予測から発現まで	災害発生時	災害発生後
在校時	<ul style="list-style-type: none"> ○警報、注意報の発表を知ったら、対応方針を検討し周知する。 ○災害の前兆現象が確認された場合、児童生徒を安全な場所へ移動、避難させる。 ○警報、注意報の内容に応じて、通学路の危険予想、情報収集や保護者への連絡など対策を講じる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○被災した場所を確認し、児童生徒が立ち入らないよう規制措置を行う。 ○関係機関へ連絡・情報収集を行う。 ○必要な救護、応急手当を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○周辺地域に災害があり校舎等への避難を要請された場合、所要の検討を行う。 ○校舎等への被害がある場合は、復旧への応急的対策をとる。 ○二次災害の可能性を検討して、対策の継続か通常への復帰かを判断する。
登下校時	<ul style="list-style-type: none"> ○登校時に危険が予想される場合は自宅待機を指示する。 ○警報、注意報の内容に応じて、通学路の危険予想、情報収集や保護者への連絡など対策を講じる。(特に下校時) 	<ul style="list-style-type: none"> ○連絡網などにより通学途上の児童生徒の安全を確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○周辺地域に災害があり校舎等への避難を要請された場合、所要の検討を行う。 ○校舎等への被害がある場合は、復旧への応急的対策をとる。 ○二次災害の可能性を検討して、対策の継続か通常への復帰かを判断する。 ○通学路の危険個所を確認し、通学路の変更や安全を確認してから登下校させるようにする。

2 状況別の基本的対応手順

(1) 在校時の対応



(2) 登下校時の対応 (登下校が台風襲来時と重ならないよう、休校等の判断を下すこと)



3 行動の重点

(1) 各学校種別の重点

【小学校】

- ・下校させる際には、保護者の所在を確認する。

【中・高等学校】

- ・待機中に生徒が単独行動を取らないよう注意する。
- ・公共交通機関を利用する通学者に対して、交通機関の運行状況等の的確な情報提供を行う。

【盲・聾・養護学校】

- ・各児童生徒の通学方法・家庭状況を把握し、下校時に立ち往生した場合の保護や保護者への引き渡し迅速に行えるようにしておく。

(2) 学校の実態に即したものにするために

- 基本行動や状況別の行動指針を参考にするなどして、各学校の立地条件や人員体制に応じた対応計画を定めておくことが必要である。
- 台風による災害には次のようなものがあるので、それぞれの学校での危険状況を把握して計画を立てること。

風 害 暴風、竜巻
※容易に吹き飛びそうな施設や樹木はないか。

水 害 洪水、浸水、集中豪雨
※付近の河川等は安全か。堤防決壊が予想される場合の情報収集と対応はどうか。

土砂災害 山崩れ、崖崩れ、土石流、地滑り
※付近に危険箇所はないか。教職員、児童生徒への周知はなされているか。

高潮害 海面上昇による急激な浸水
※付近に危険箇所はないか。浸水が予想される場合の情報収集と対応はどうか。

第5節 大雪時の対応

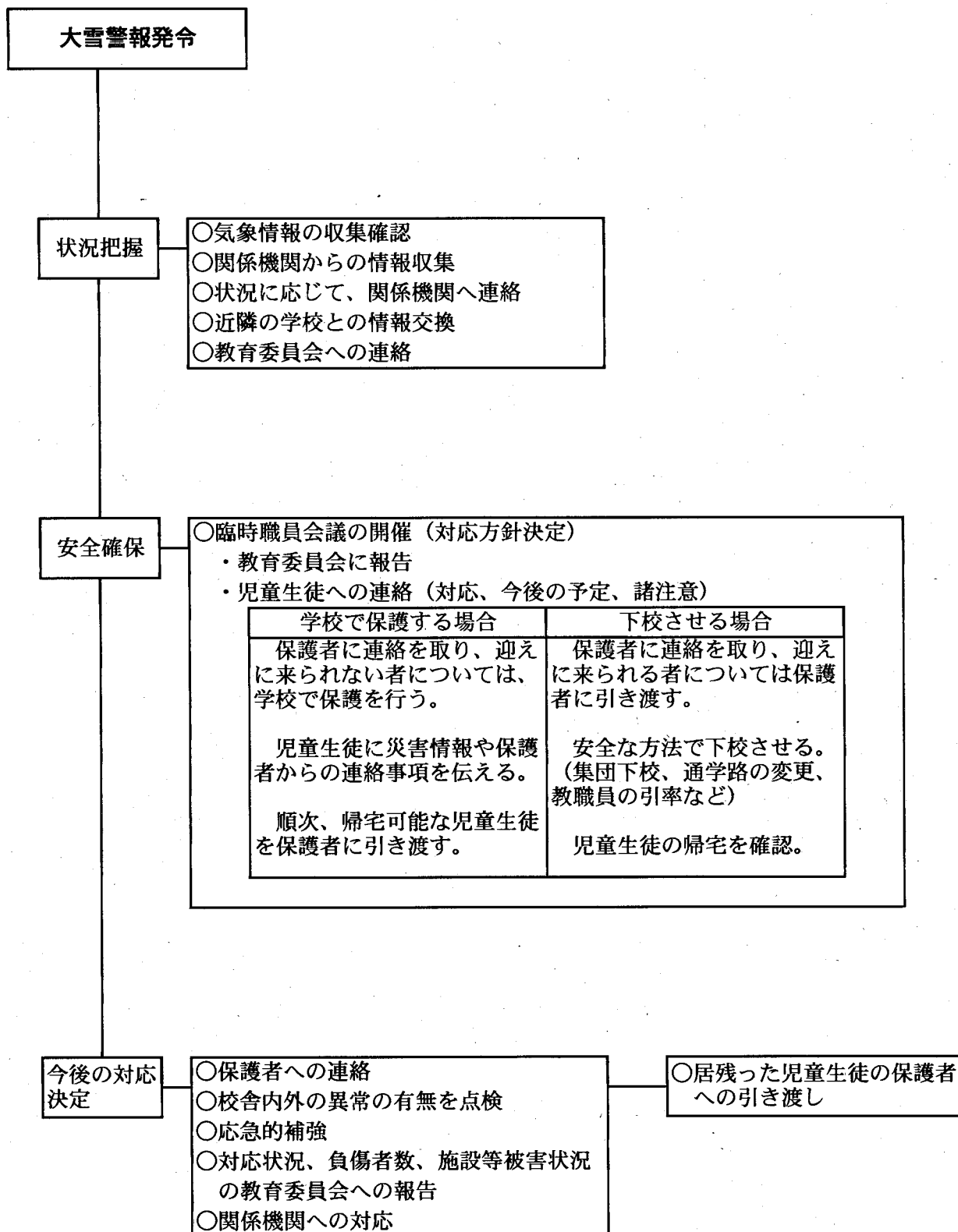
1 対応の要点

大雪は、ある程度予測することができるため、事前の情報収集が最も重要となる。気象情報を収集して、対応を検討し周知することが、災害から身を守る最大の対策である。

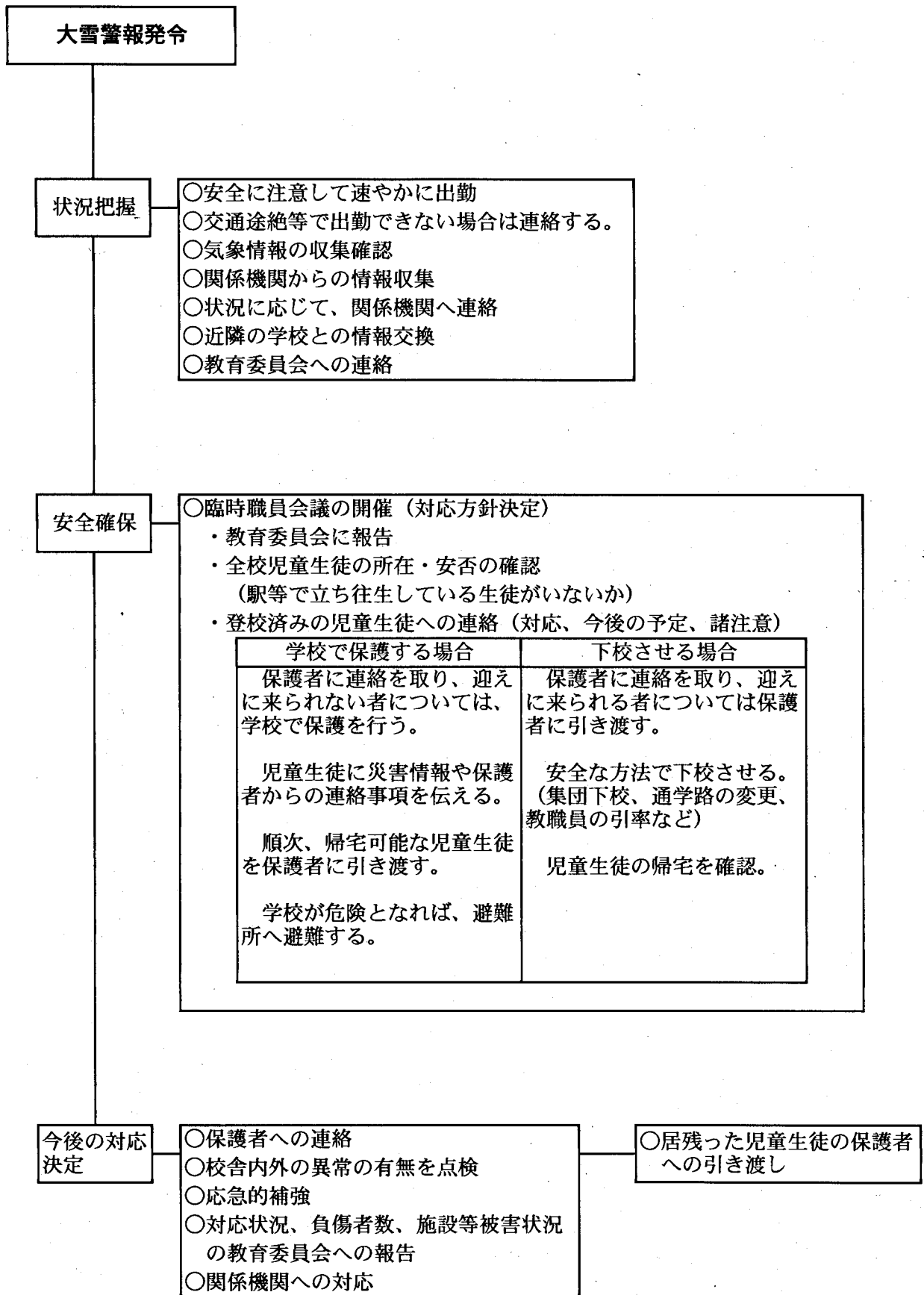
児童生徒の状況	予測から発現まで	災害発生時	災害発生後
在校時	<ul style="list-style-type: none"> ○警報、注意報の発表を知ったら、対応方針を検討し周知する。 ○警報、注意報の内容に応じて、通学路の危険予想、情報収集や保護者への連絡などの対策を講じる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○対応を決定するまでは、児童生徒に適切な指示をして待機させる。 ○校舎内外の施設設備の点検を行い、補強等の安全措置を行う。 ○関係機関へ連絡・情報収集を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○周辺地域に災害があり校舎等への避難を要請された場合、所要の検討を行う。 ○校舎等への被害がある場合は、復旧への応急的対策をとる。 ○二次災害の可能性を検討して、対策の継続か通常への復帰かを判断する。
登下校時	<ul style="list-style-type: none"> ○登校時に危険が予想される場合は自宅待機を指示する。 ○警報、注意報の内容に応じて、通学路の危険予想、情報収集や保護者への連絡などの対策を講じる。(特に下校時) 	<ul style="list-style-type: none"> ○連絡網などにより通学途上の児童生徒の安全を確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○通学路の危険箇所を確認し、通学路の変更や安全を確認してから登校させるようにする。 ○周辺地域に災害があり校舎等への避難を要請された場合、所要の検討を行う。 ○校舎等への被害がある場合には、復旧への応急的対策をとる。 ○二次災害の可能性を検討して、対策の継続か通常への復帰かを判断する。

2 状況別の基本的対応手順

(1) 在校時の対応



(2) 登下校時の対応 (登下校が大雪襲来時と重ならないよう、休校等の判断を下すこと)



3 行動の重点

(1) 各学校種別の重点

【小学校】

- ・下校させる際には、保護者の所在を確認する。

【中・高等学校】

- ・待機中に生徒が単独行動を取らないよう注意する。
- ・公共交通機関を利用する通学者に対して、交通機関の運行状況等の的確な情報提供を行う。
- ・特に高等学校については、広域から生徒が通学してくるため、学校の所在箇所のみ状況把握だけでなく、広域の情報収集に努めること。

【盲・聾・養護学校】

- ・各児童生徒の通学方法・家庭状況を把握し、下校時に立ち往生した場合の保護や保護者への引き渡しが迅速に行えるようにしておく。

(2) 学校の実態に即したものにするために

○学校の立地条件によってどのような被害が発生するのかを検討して、避難の指示やその後の対応に違いがあることを理解しておく必要がある。

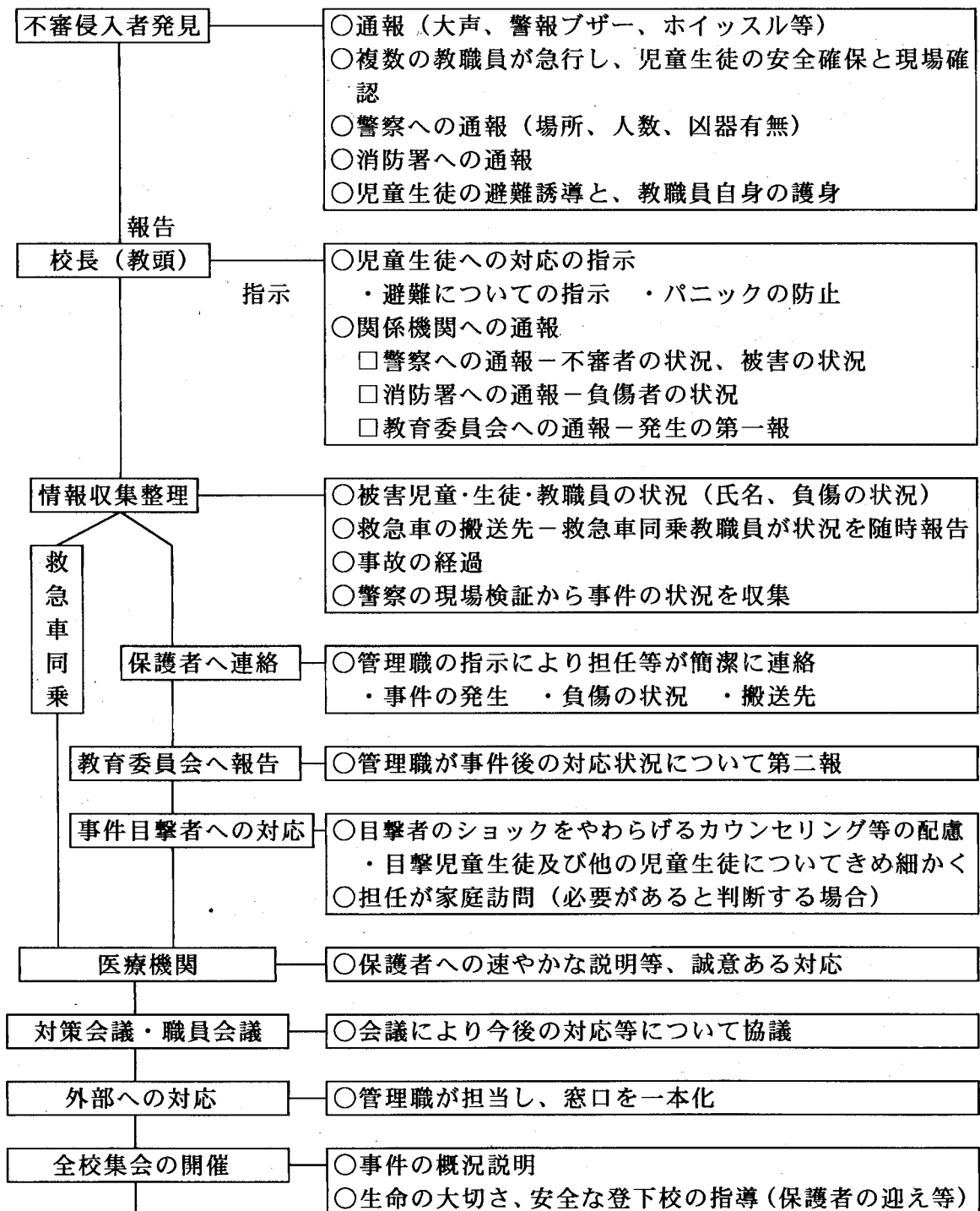
- ・山間地の学校……交通遮断による孤立、雪崩
- ・都市部の学校……交通渋滞等による混乱

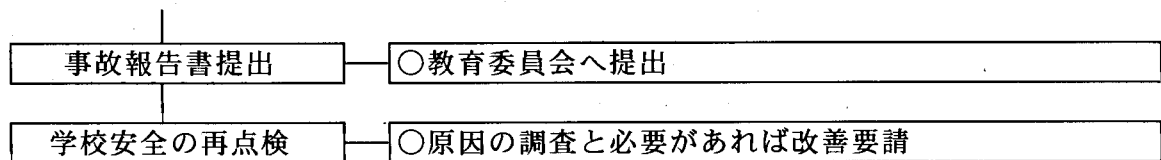
第3章 事件・事故

第1節 不審者侵入時の対応（児童生徒に危害を加えようとした場合）

1 突然の危険な侵入者への対応

※学校独自のマニュアル作成に当たっては、次の対応手順のほか、既に各学校に配布している「学校への不審者侵入時の危機管理マニュアル」（平成15年2月、文部科学省）を参考にすること。





2 行動の重点

(1) 突然の危険な侵入者への対応のポイント

- 想定訓練等を通じ、瞬時の的確で迅速な対応ができるようにしておくこと。
- 児童生徒及び教職員の生命及び安全の確保を最優先する。
- 管理職の迅速・的確な指示のもと、全教職員の分担と協力による一斉対応が必要。
- 警察等との日頃の情報交換により、周辺の安全確保について協力を得ておくこと。
- 事故の被害児童生徒や事故を目撃した児童生徒の動揺を考え、心を落ち着かせるための対応が必要。
- 緊急の保護者への連絡等が必要なため、日ごろから個別の連絡先の確認、学級連絡網を構築しておく。

(2) 各学校種別の重点

【小学校】

- ・緊急事態を知らせる発信（ブザー、放送等）により、教職員が組織的に対応できるような体制をつくり、児童を含めた訓練を実施しておく。
- ・児童の安全を確保するため、複数の教職員で避難誘導を行う。
- ・パニックにならないよう、具体的で分かりやすい指示をする。
- ・避難後は、恐怖を体験した児童の心を和らげるようにする。
- ・近隣の事業所や公民館等に協力を依頼しておき、避難訓練に参加を依頼するなど、実際に対応できる体制を確立しておく。

【中・高等学校】

- ・パニックにならないよう、的確な指示と、情報を提供する。
- ・心理的不安を取り除くようにする。

【盲・聾・養護学校】

- ・教職員は児童生徒の側に行き、手を握る等により心理的不安を取り除き、速やかに安全な場所に避難させるようにする。その際、授業を行っていない教職員と連携・協力しながら避難させるような体制を日頃から確立しておく。
- ・日頃から併設・隣接施設（寄宿舎・病院・訓練施設等）及び近隣の事業所等と連携・協力体制を確立しておく。

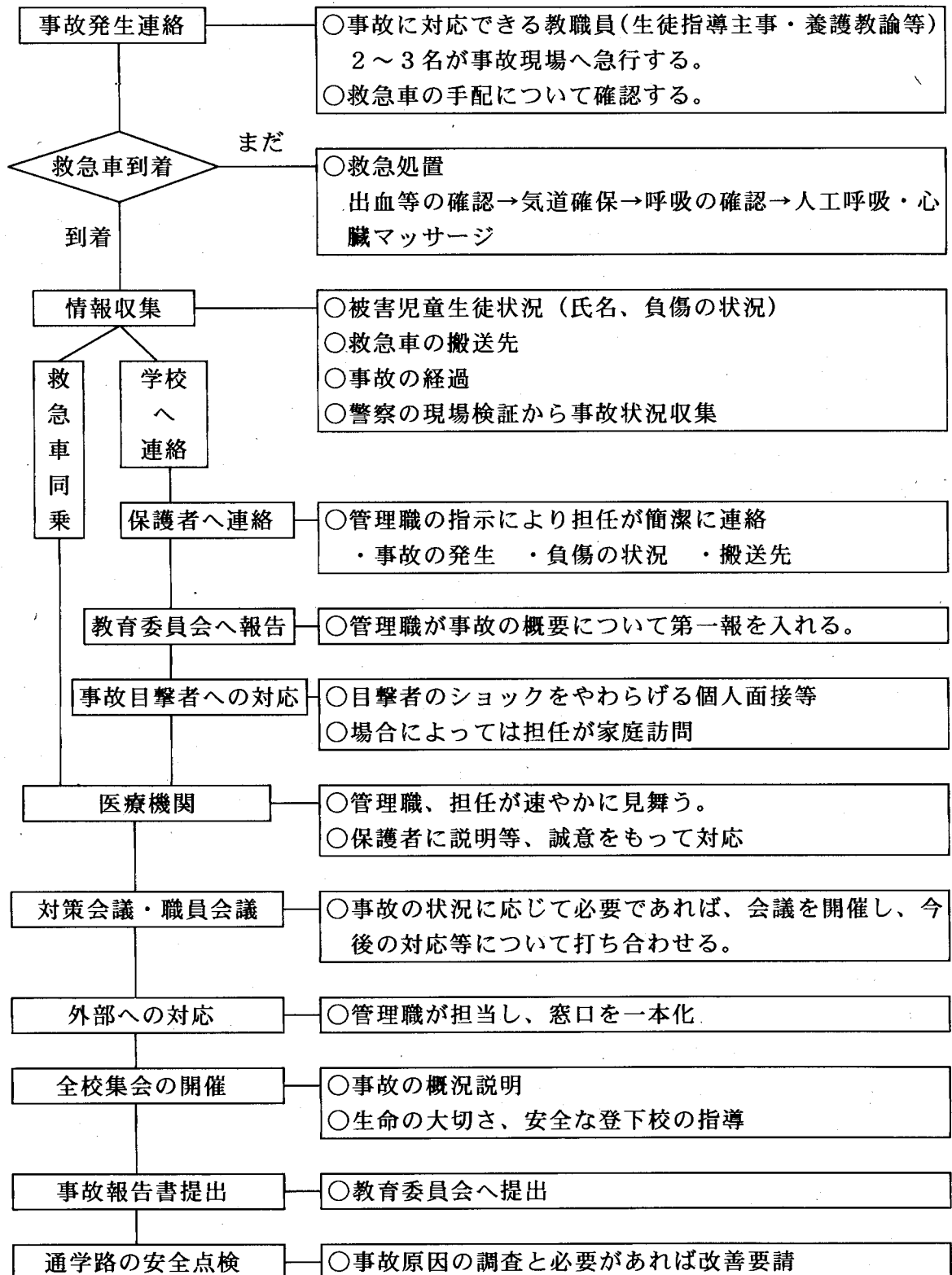
(3) 学校の実態に即したものにするために

- 児童生徒の避難訓練は具体的な場面を想定し、教職員と児童生徒が実際に動いて緊急の対応がとれるようにしておくこと。

第2節 交通事故等の対応

1 交通事故の対応

(1) 事故発生時の対応



(2) 行動の重点

ア 交通事故発生時の対応のポイント

- 学校の迅速で的確な対応が求められる。
- 事故の被害児童生徒や、事故を目撃した児童生徒の動揺を考え、心を落ち着かせるための対応が求められる。
- 通学路の点検、PTAや関係機関（交通安全対策協議会、交通安全母の会等）との連携や発達段階に応じた交通安全教育の徹底等の対策が求められる。

イ 各学校種別の重点

【小学校】

- ・徒歩での集団登下校が多いことから、事故を目撃した児童の心のケアに努めることが必要である。
- ・事故の状況を情報収集し、後の指導に生かす。

【中・高等学校】

- ・自転車登下校時の事故が多いことから、反射材（ヘルメット）の着用や一時停止の有無など、事故の状況を情報収集し後の指導に生かす。
- ・高校生の自動二輪での通学時の事故は、特に警察との連携を密にする。

【盲・聾・養護学校】

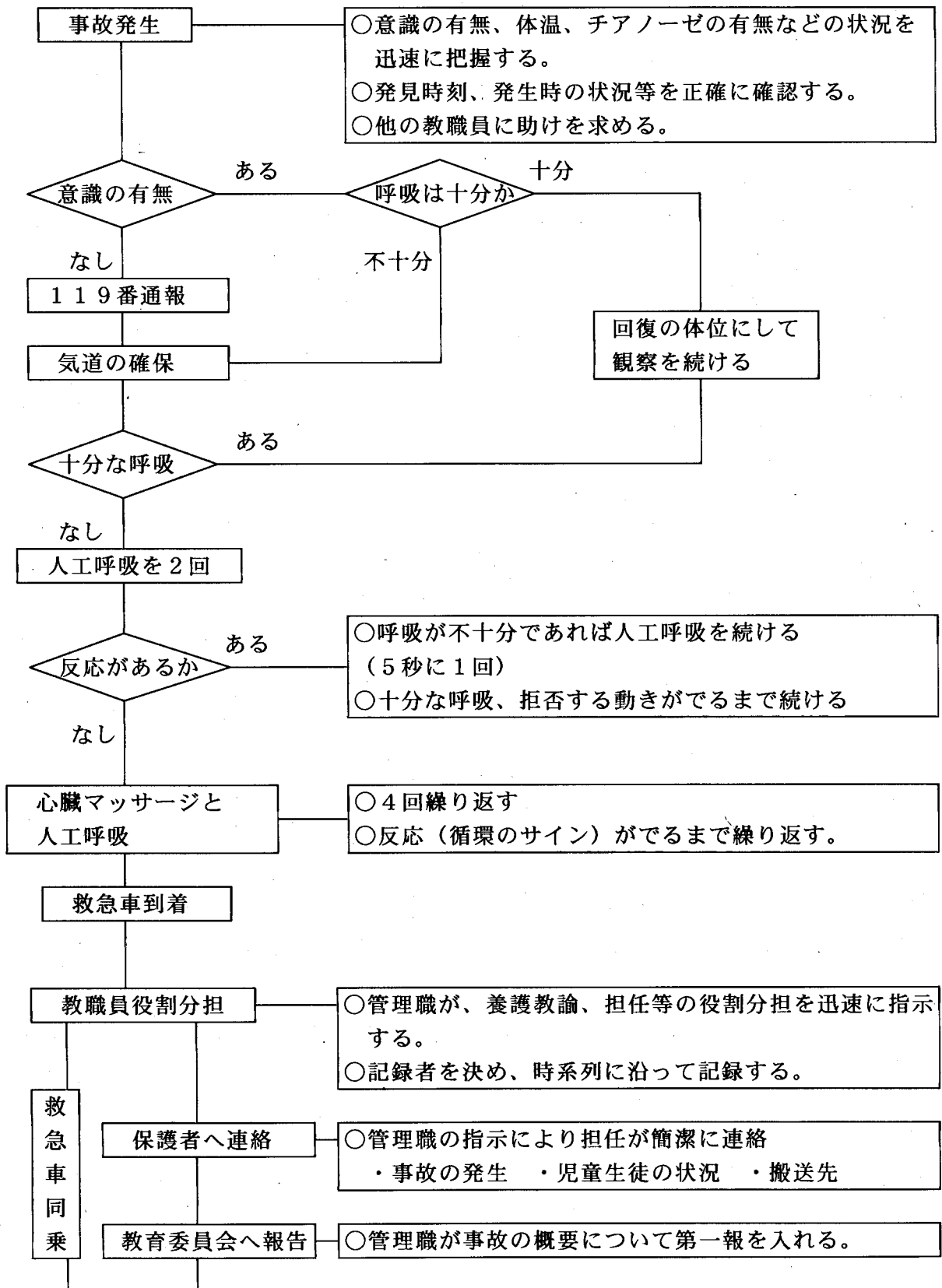
- ・通学バスや保護者による送迎中の事故の場合は、保護者や運転者からの情報収集が必要となる。

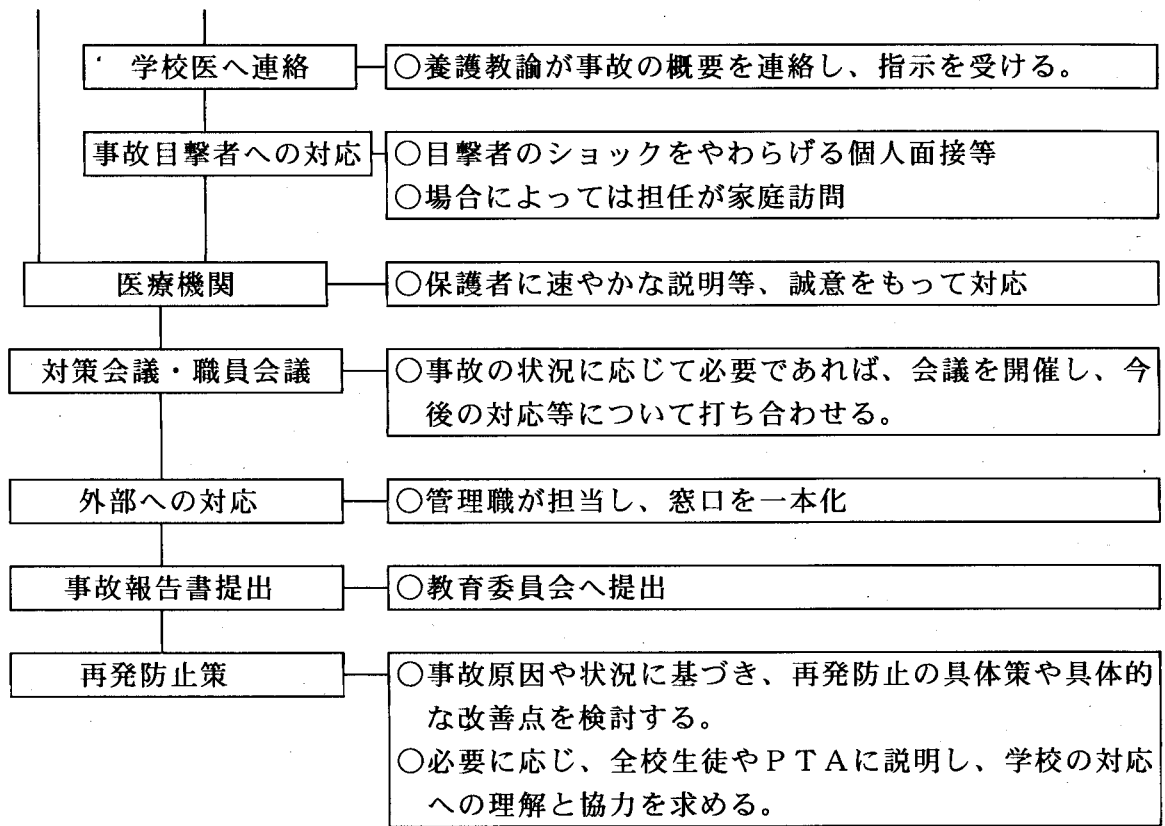
ウ 各学校の実態に即したものにするために

- 昼間家を留守にする保護者については、緊急連絡先を確認しておく必要がある。
- 学校周辺の交通事情に変化が多い学校では、定期的な通学路点検が必要である。

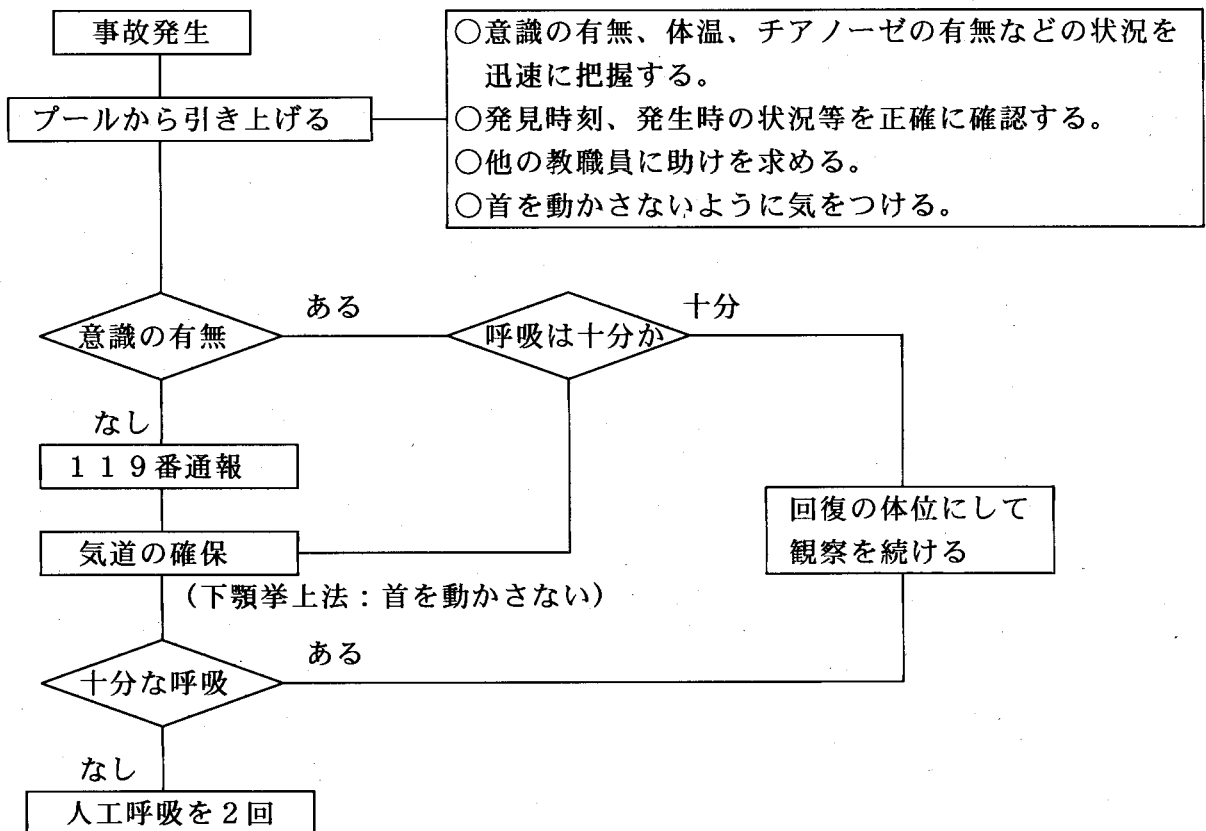
2 学校内等での事故の対応

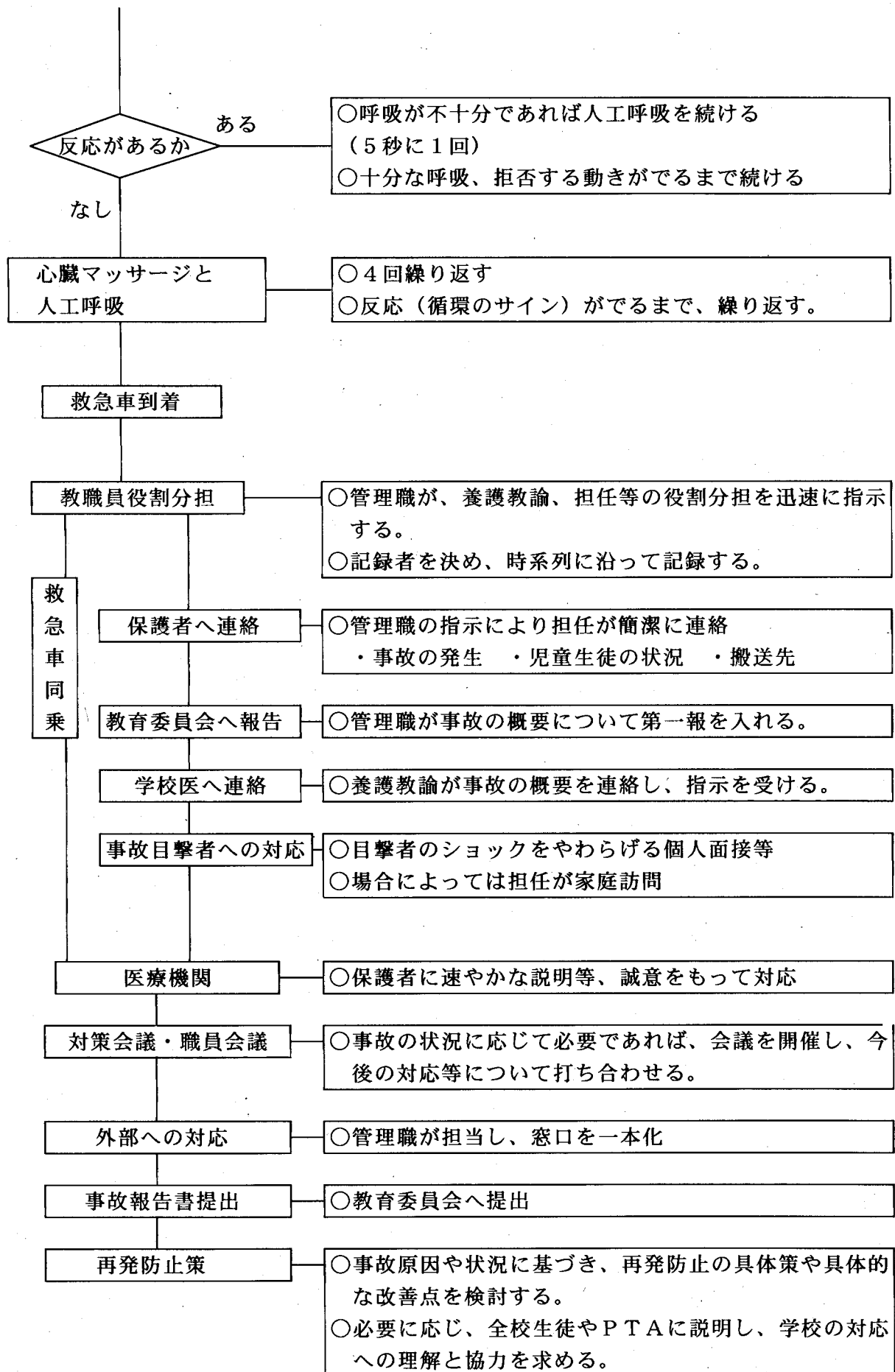
(1) 授業中などに児童生徒が突然倒れた場合の対応





(2) 水泳の飛び込み時等に事故が発生した場合の対応





(3) 行動の重点

ア 学校内等での事故発生時の対応のポイント

- 心臓停止している場合は、停止後5分間が生死を分けることになるため、初期の迅速な救急対応が求められる。
- 心臓マッサージが施されなかったため死亡に至った場合、学校の責任が問われることがあるので、一人でも多くの教職員が心肺蘇生法を習得しておく必要がある。
- 保護者への誠意ある対応（事故の状況や学校の対応等の説明、見舞い等）に努める。
- 教育委員会との連絡を密にし、場合によっては緊急対策会議を開催し、再発防止を含めた今後の対応について決める。
- 警察、消防署等、関係機関等と綿密に連絡・協議する。
- 場合によっては、全校集会やPTA説明会等を設け、事故の状況や今後の対応策について説明し、学校の対応への理解と協力を求める。

イ 各学校種別の重点

【小学校】

- ・休憩時間等の事故に迅速に対応するためには、できるだけ教職員が近くにいたことが望ましい。

【中・高等学校】

- ・部活動での事故に迅速に対応するためには、できるだけ教職員が近くで直接指導することが望ましい。
- ・校内マラソン等においては、コースの要所に教職員を配置し迅速に対応することが必要である。

【盲・聾・養護学校】

- ・児童生徒の障害に応じた医療機関との迅速な連携が必要である。

ウ 学校の実態に即したものにするために

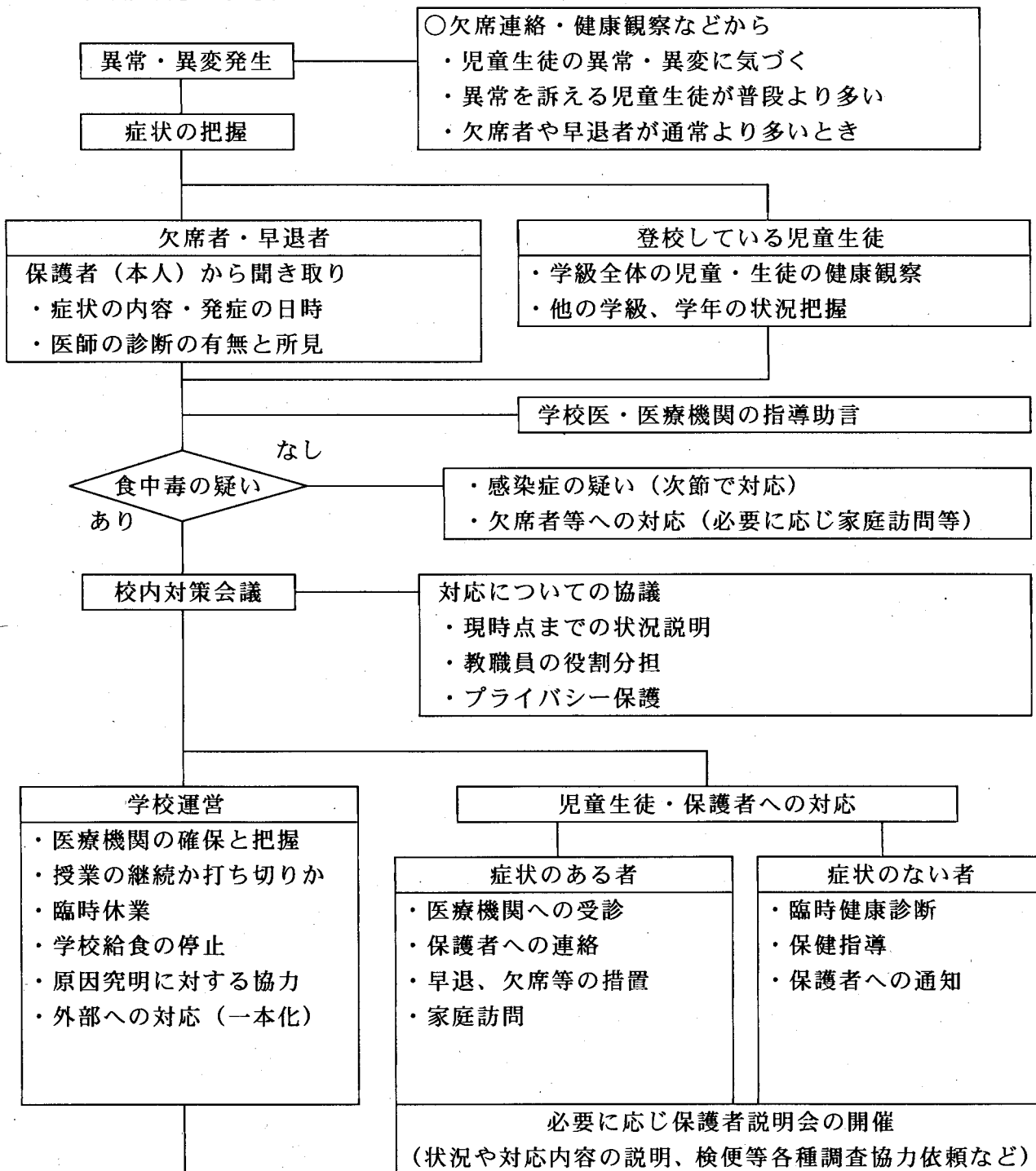
- プールや体育館、グラウンドと職員室との距離がある学校では、緊急時の連絡手段を確保する必要がある。
- 心肺蘇生法を熟知している教職員の数が少ない学校は、その人数を増やすことが必要である。
- 心肺蘇生法が必要な重大事故が発生した場合の通報・救急体制を整備しておく必要がある。

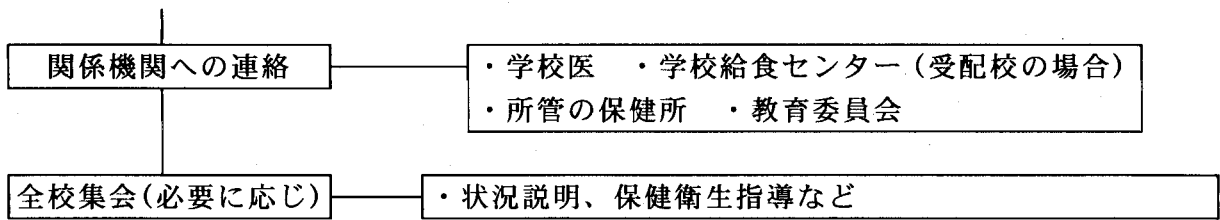
第4章 疾病等

第1節 食中毒発生時の対応

※学校独自のマニュアル作成に当たっては、次の対応手順のほか、「食中毒（疑い）発生時の対応マニュアル」（平成11年5月、鳥取県教育委員会）を参考にすること。

1 初期対応の概要





2 職員体制

(1) 校内対策委員会の設置

- ① 現時点までの状況説明をする。
- ② 学校としての今後の具体的対応策を協議する。
- ③ 各職員の役割分担を確認する。
- ④ 発症児童生徒のプライバシー保護と人権尊重について確認する。

(2) 職員の役割(例)

校長	◎ 関係機関との連絡調整 ◎ 市町村対策会議等への対応
教頭	◎ 対策本部(職員室)に詰め、状況把握及び連絡調整 ◎ 事故報告書の作成準備
教務主任	◎ 全校児童生徒の出欠状況の整理 ◎ 保護者向けの文書の作成 ◎ 関係書類の整備
担任	◎ 児童生徒の臨時健康観察
発症した児童生徒の担任	◎ 家庭と連絡をとり、状況確認 ◎ 発症者報告書(個人)の作成 ◎ 他の児童生徒の指導
保体主事 養護教諭	◎ 発症した児童生徒の看護 ◎ 臨時健康観察結果の回収、集計 ◎ 発症報告書(個人)の回収及び発症児童生徒一覧表の作成 ◎ 発症報告に基づき、医療機関別に診療を受けた児童生徒の状況一覧を作成
給食主任 栄養職員 調理員 配膳員	◎ 喫食調査用紙の回収、集計及び原因の検討 ◎ 関係書類の整備 ◎ 調理場、配膳室の現状保存 ◎ 検食、保存食、残菜、使用水の確保と保存
学校医	◎ 児童生徒の健康診断、診療、保健衛生指導 ◎ 保護者へ依頼すべき児童生徒の健康管理に関する指導、協力

3 関係機関への対応

(1) 市町村教育委員会への対応

次の状況等を速報し、指導を仰ぐ。

- ア 食中毒（疑い）の発生を確認した状況
- イ 発症児童生徒数
- ウ 症状の傾向
- エ 原因に関する事項
- オ 学校がとった措置

(2) 保健所への対応

- ア 状況を報告し、指導助言を受ける。
- イ 原因究明、被害拡大防止、二次感染防止等に関する保健所の対応に協力する。
- ウ 立入り検査や来訪を受けた場合は、担当責任者を定めて対応する。

(3) 共同調理場への対応

- ア 状況を通報する。
- イ 原因究明のための次のような措置を依頼する。
 - ・使用食材及び保存食の保存
 - ・使用食器や器具の現状保存
 - ・回収した残菜の保存

4 関係書類等

(1) 整えておくべき関係書類

ア 学校日誌	ア 給食日誌	ア 学校環境衛生検査関係綴
イ 出席簿	イ 献立表綴	イ 使用水点検記録簿
ウ 児童生徒緊急連絡簿	ウ 食材発注簿	ウ 給食日常点検記録簿
エ 保健日誌	エ 物資受払簿	エ 従事者検便記録簿
	オ 検収記録簿	
	カ 保存食記録簿	
	キ 配食記録簿	
	ク 納入業者一覧表	
	ケ 検食記録	

(2) 作成すべき関係書類

ア 発生報告書
イ 臨時健康観察結果一覧
ウ 発症報告書（個人）
エ 発症児童生徒一覧表
オ 児童生徒喫食調査
カ 医療機関別の児童生徒診療状況一覧表

5 救急体制・連絡網

○学校内の救急体制、医療機関等電話番号などの整備が必要である。

6 行動の重点

(1) 食中毒発生時の対応ポイント

対応の基本 10 ポイント

- 1 児童生徒の欠席状況などの異変を感知する。
- 2 校長を中心に、全教職員で対応する。
- 3 正確に状況を把握し、的確に判断し、迅速に行動する。
- 4 発症者への対応を最優先する。
- 5 発症者のプライバシー、人権を配慮する。
- 6 発症の拡大防止に努める。
- 7 原因究明のための適切な措置を講じる。
- 8 教育委員会へ報告する。
- 9 学校医へ指導助言を求める。
- 10 保健所等関係機関との連携を図る。

(2) 各学校種別の重点

【小学校】

- ・特に低学年の場合は、保護者との連絡を密にし、症状を的確に把握する。

【中・高等学校】

- ・生徒に対し、検便など原因究明のための協力について説明し、理解を得ることが必要である。
- ・部活動での県外遠征や研修旅行等の際に事故が起きた場合の連絡体制を事前に整備しておくことが必要である。

【盲・聾・養護学校】

- ・保護者及び主治医等専門機関との連携を密にし、症状を的確に把握する。

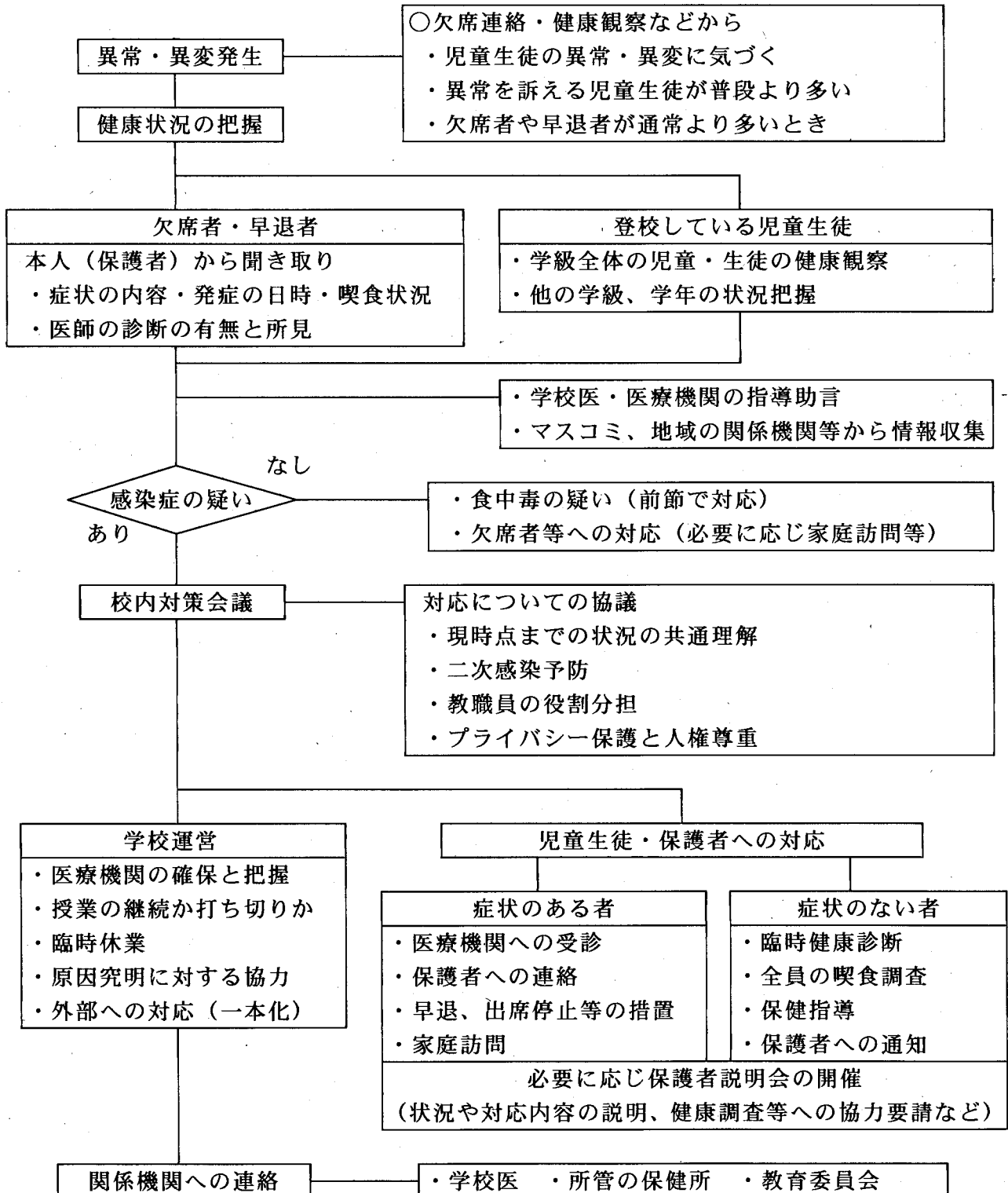
(3) 学校の実態に即したものにするために

○学校給食が食中毒の原因であると疑われる場合は、同じ共同調理場からの受配校間の連絡を密にする。

第2節 感染症発生時の対応

※学校独自の「SARS」への対応マニュアル作成に当たっては、次の対応手順のほか、「重症急性呼吸器症候群（SARS）対応行動計画」（平成15年4月、鳥取県）を参考にすること。

1 初期対応の概要



2 「伝染病」と「感染症」の定義

伝染病とは伝染性感染症のことである。つまり、伝染病は感染症に含まれているものである。

ウイルス、細菌、寄生虫などの微生物が、人体または動物の体内に侵入し、臓器や組織の中で増殖することを「感染」といい、その結果、生じる疾病が「感染症」である。

感染症には人から人へ伝染し流行的に発生する「伝染性感染症」(例：インフルエンザ、コレラ、結核など)と、人から人へと感染することなく単発する「非伝染性感染症」(例：破傷風、敗血症など)がある。

3 学校における対応

学校においては、感染症の中でも人から人に伝染する疾病、すなわち伝染病の流行を予防することが、児童生徒が安全に、かつ健康な状態で教育を受けることができるためにも極めて重要である。

(1) 学校において予防すべき伝染病の種類

第一種	感染症予防法の一類感染症と二類感染症 (伝染病の種類) エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、ペスト、マールブルク熱、ラッサ熱、急性灰白髄炎、コレラ、細菌性赤痢、ジフテリア、腸チフス、パラチフス
第二種	飛沫感染するもので、児童生徒等の罹患が多く、学校において流行を広げる可能性が高い伝染病 (伝染病の種類) インフルエンザ、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風疹、水痘、咽頭結膜熱及び結核
第三種	学校教育活動を通じ、学校において流行を広げる可能性がある伝染病 (伝染病の種類) 腸管出血性大腸菌感染症、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の伝染病

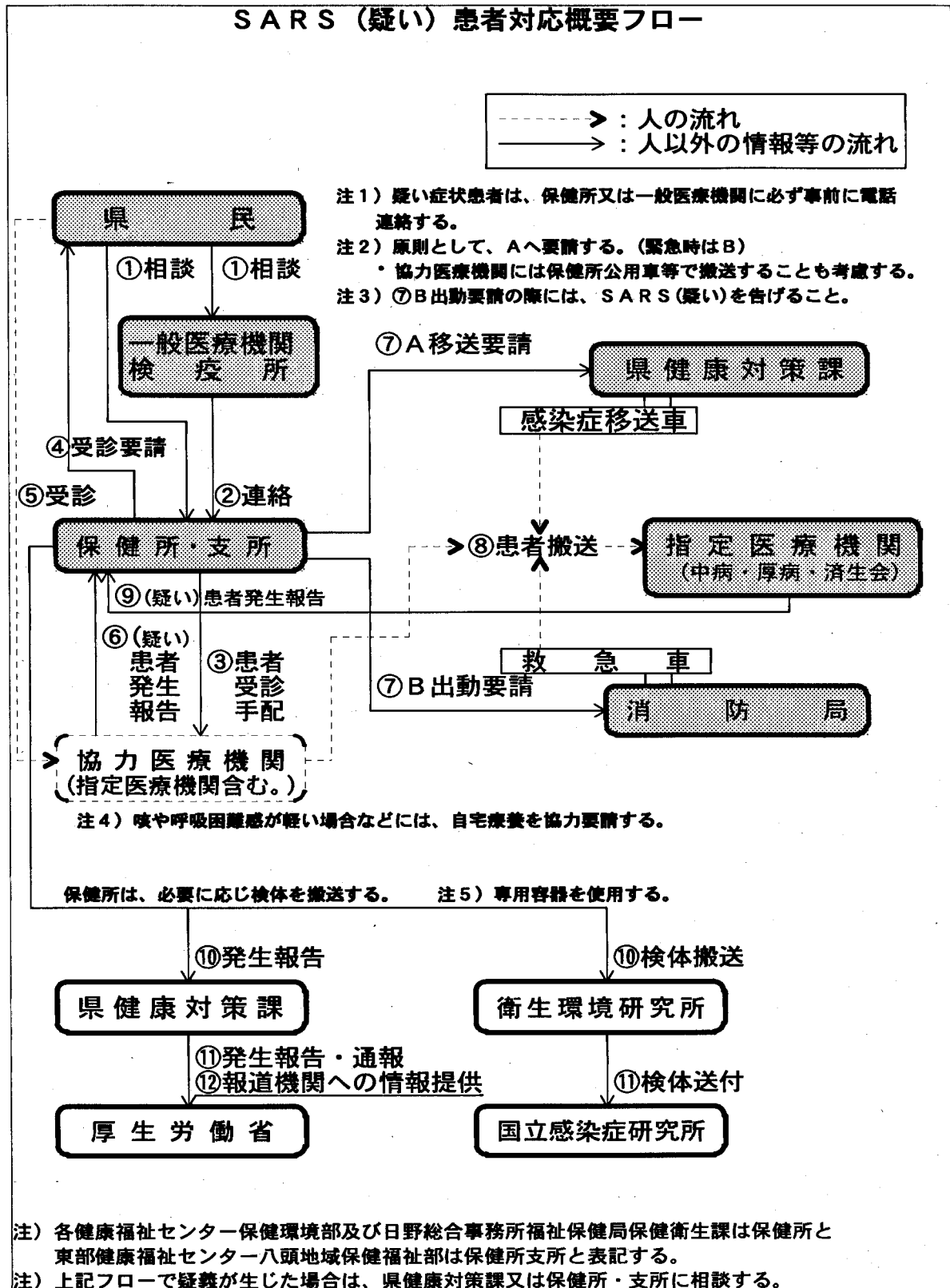
※重症急性呼吸器症候群(SARS)は新感染症(平成15年4月厚生労働省通知)であり、出席停止の適用に当たっては、当面、第一種の伝染病と同様に取り扱うものとされています。(文部科学省通知)

※重症急性呼吸器症候群(SARS)の感染の疑いがある場合、受診する前に必ず事前に電話で保健所又は医療機関に連絡する必要があります。

重症急性呼吸器症候群（SARS）の感染の疑いがある場合の対応

「重症急性呼吸器症候群（SARS）対応行動計画」（平成15年4月、鳥取県）より抜粋

SARS（疑い）患者対応概要フロー



(2) 基本的な処置及び対応

①全身状態の観察

- ・バイタルサインのチェック
- ・皮膚の状態はどうか
- ・のど及び口腔内の状態はどうか

②状況把握

- ・家族の健康状態はどうか
- ・学級の状態はどうか
- ・他校の状態はどうか
- ・地域の状態はどうか

③児童生徒の隔離

- ・症状のある児童・生徒の隔離

④保護者への連絡

⑤他の児童生徒への指導

⑥学校医への連絡

⑦関係機関への連絡

⑧校内検討委員会の設置

4 行動の重点

(1) 感染症発生時の対応のポイント

- 感染した児童生徒の安静と他の児童生徒への感染をくい止めるため、迅速な対応が求められる。
- 感染症のまん延を防ぐため、関係諸機関への連絡が重要となる。
- いじめ、仲間はずし等の原因になることもあるので、プライバシーの保護には充分気をつけること。

(2) 各学校種別の重点

【全校種】

- ・初期対応が遅れると、生命が危険にさらされる場合があるので、的確に判断し迅速に対応すること。

(3) 学校の実態に即したものとするために

- 都市部の核家族世帯の多い学校では、保護者との連絡方法を確認しておく必要がある。
- 緊急時の連絡網について確認しておく必要がある。(校内の救急体制、医療機関の連絡先等)

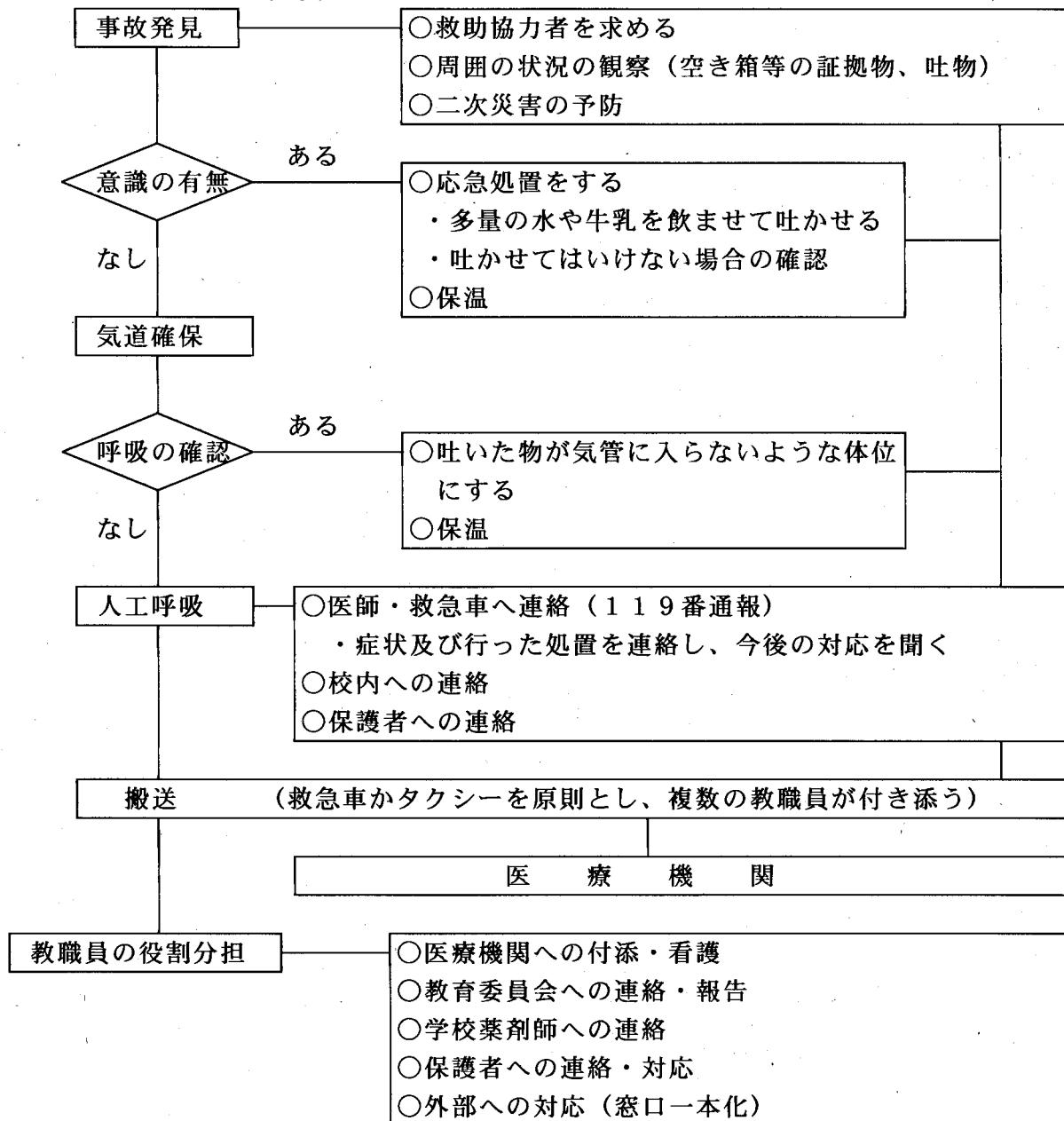
第3節 薬品事故発生時の対応

1 基本的な対応

(1) 基本的な処置

- ① 飲む - 薄めて吐かせる。救急処置をしつつ医師の指示を受ける。
- ② 吸入 - 新鮮な空気中に連れ出す。気道確保。人工呼吸。
- ③ 皮膚付着 - 大量の流水で洗い流す。
- ④ 目に入る - 大量の流水で洗い流す。専門医に受診する。

(2) 初期対応の概要



2 救急体制・連絡網

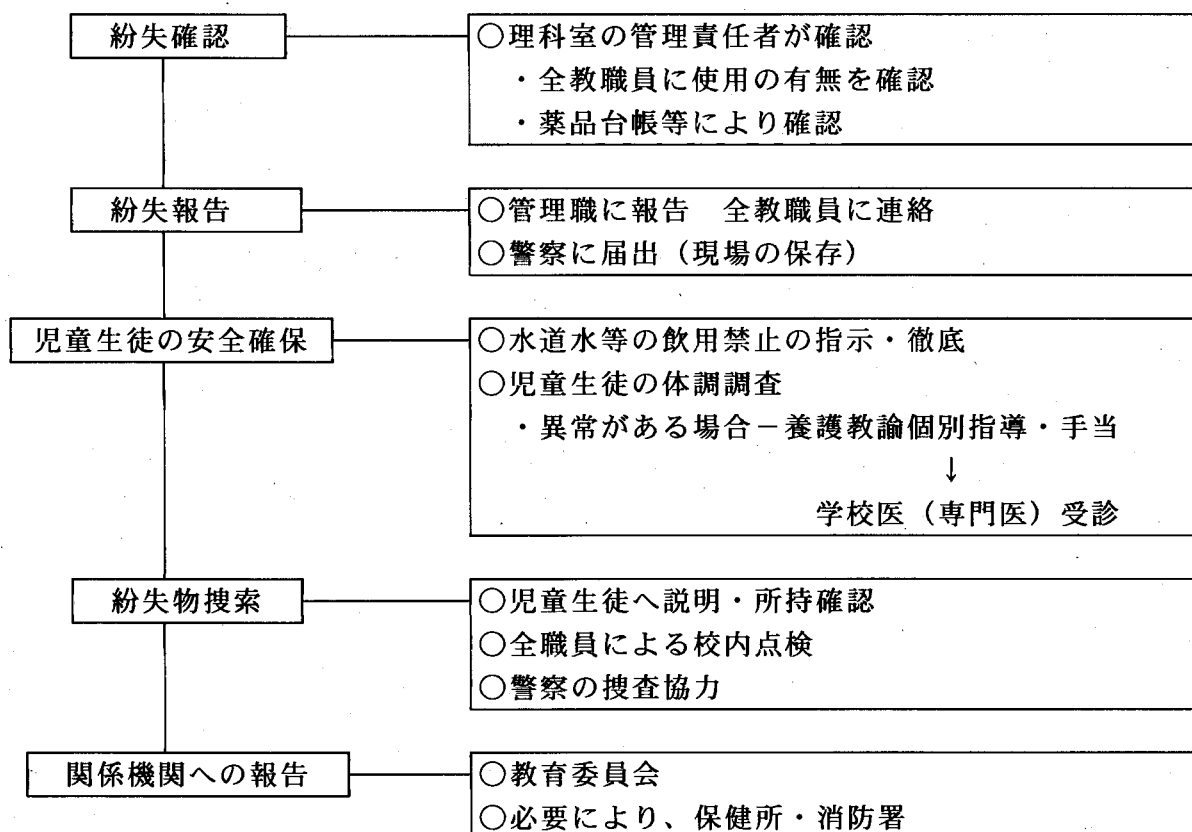
学校内の救急体制、医療機関等の電話番号、事故発生処理票及び受診票などを整備しておく必要がある

3 盗難及び紛失への対応

(1) 対応のポイント

- ①外部からの侵入者による盗難である可能性とともに、紛失した薬品が学校給食や水道水等に混入されるおそれがあるため、速やかな対応が必要である。
- ②生命に関わるような事件になりかねないことから、薬品の早期発見が大切である。
- ③薬品の紛失が学校の管理下で発生した場合、学校の責任が大きく問われることになるため、日常の安全指導及び安全管理が大切である。

(2) 緊急対応のフロー図



(3) その他の配慮事項

- ①当日の給食、午後の授業の実施について検討する。
- ②給食準備、給食運搬時の安全管理を徹底し、紛失薬品の混入を防ぐ。
- ③保護者に事件の状況を文書で知らせ、理解と協力を求める。
- ④教育委員会との連携を密にし、適切な対応に努める。

4 行動の重点

(1) 薬品事故発生時の対応のポイント

- 事故現場にいる者が直ちに応急処置を行う。
- 患者の周囲の状況を観察する。(空きビン等証拠物は医師に見せる。)
- 吐物は医師に見せる。
- 原則として医療機関に搬送する。

(2) 各学校種別の重点

【小学校】

- ・各学級担任が薬品を使用することから、応急処置について習得しておく必要がある。

【中・高等学校】

- ・薬品を使用する理科や技術家庭科等の教科担任を中心に、応急処置について習得しておく必要がある。

【盲・聾・養護学校】

- ・障害に応じた医療機関との連携を密にし、迅速な対応が必要である。

(3) 学校の実態に即したものにするために

- 各学校の薬品保管庫等の状況に応じ、安全な管理に努める。
- 薬品盗難の際の学校給食については、単独校と受配校とで対応が異なる。
- 薬品盗難の際の水道水の点検は、施設設備により対応が異なるため、確認しておくことが必要である。

第5章 避難所としての学校運営

第1節 学校が避難所となる場合の基本的な考え方

学校は教育施設であるが、災害が発生した場合、学校が避難所として重要な役割を果たすことになる。災害時における教職員の第一義的な役割は、児童生徒の安全を確保するとともに、学校教育活動の早期正常化に向けて取り組むことであり、避難所運営は市町村災害対策担当部局が主体となって行うものである。しかしながら、学校が避難所となった場合、災害応急対策が円滑に行われるよう、教職員は避難所の運営について、必要に応じて積極的に協力すべきである。

○ 運営体制

運営体制を定める場合には、市町村災害対策担当部局の職員が配置されるまでの間、避難所運営に係る業務の全部又は一部について対応することを想定した体制とし、具体的な対応方策についても定めておくことが必要である。

この場合、児童生徒が在校中に学校が避難所となり、児童生徒への対応と避難者への対応とが同時に求められる場合も想定しておく必要がある。

○ 初動態勢

校長をはじめ各教職員が早急に参集できず、避難所の運営を当初の計画のとおり行えない場合があっても、参集した教職員により少なくとも次のような業務を行う必要がある。

- ・ 校内にいる児童生徒の安否確認、避難誘導
- ・ 避難者の受け入れ、誘導
- ・ 救命、救急措置
- ・ 教育委員会、災害対策本部等との連絡、情報確認
- ・ 避難者への情報伝達
- ・ 備蓄物資の配給

○ 学校施設の使用

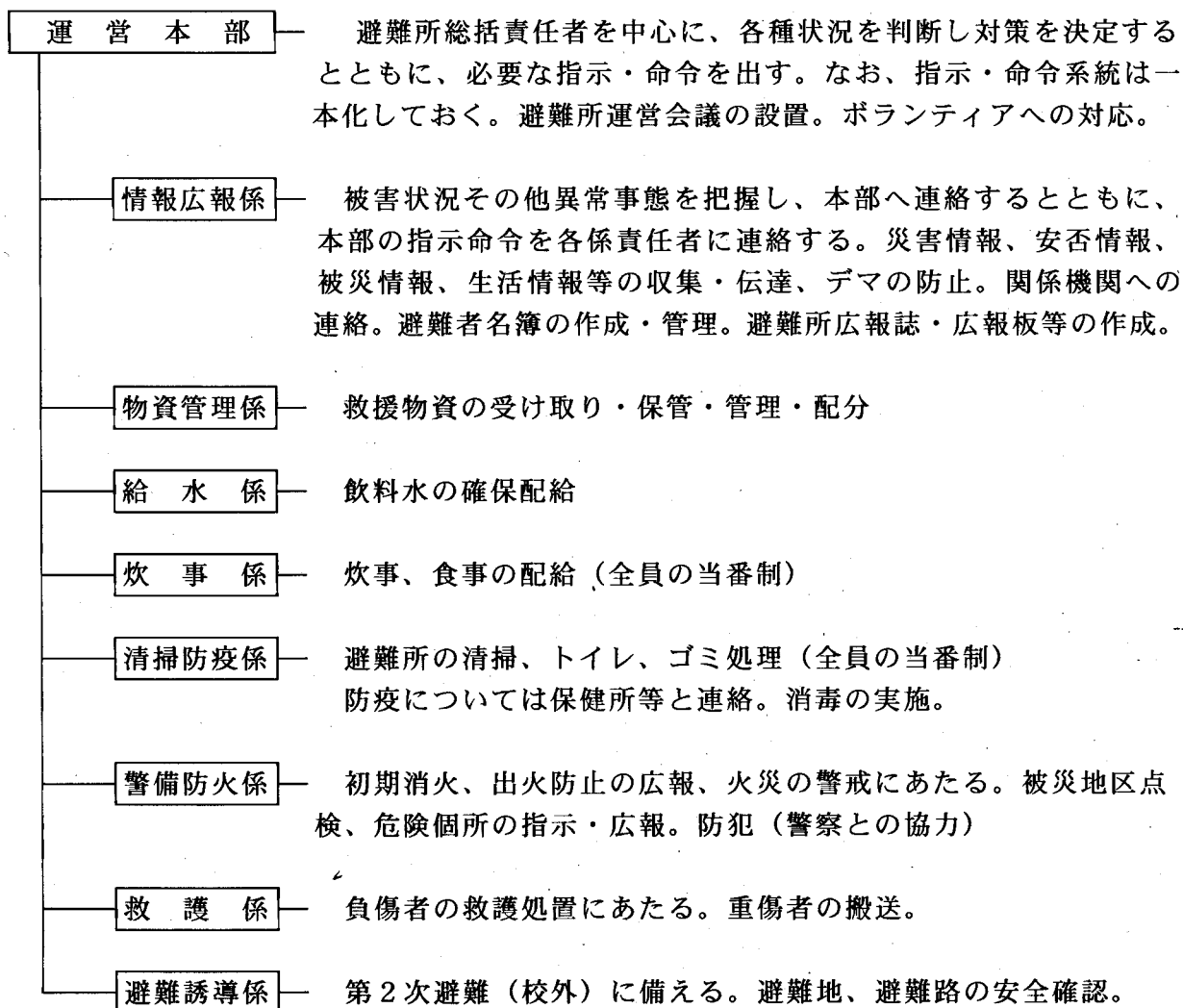
避難所となる場合の学校施設の使用は、それぞれの場所の機能を踏まえて判断する必要がある。

普通教室は、災害対策上やむを得ない場合に限り、適宜開放することとするが、学校教育活動の再開に備え、一定数は確保することが大切である。また、理科室などの特別教室は、薬品など危険物が置かれているため、原則として避難者収容のためのスペースとしては使用しないことが望ましい。

【学校施設の使用例】

- ・ 主として避難者収容のために必要なスペース
体育館、多目的スペース、普通教室
- ・ 負傷者、病人、高齢者などの看護のために必要なスペース
保健室、和室
- ・ 避難所の管理に必要なスペース
校長室、職員室、放送室

第2節 避難所の運営組織

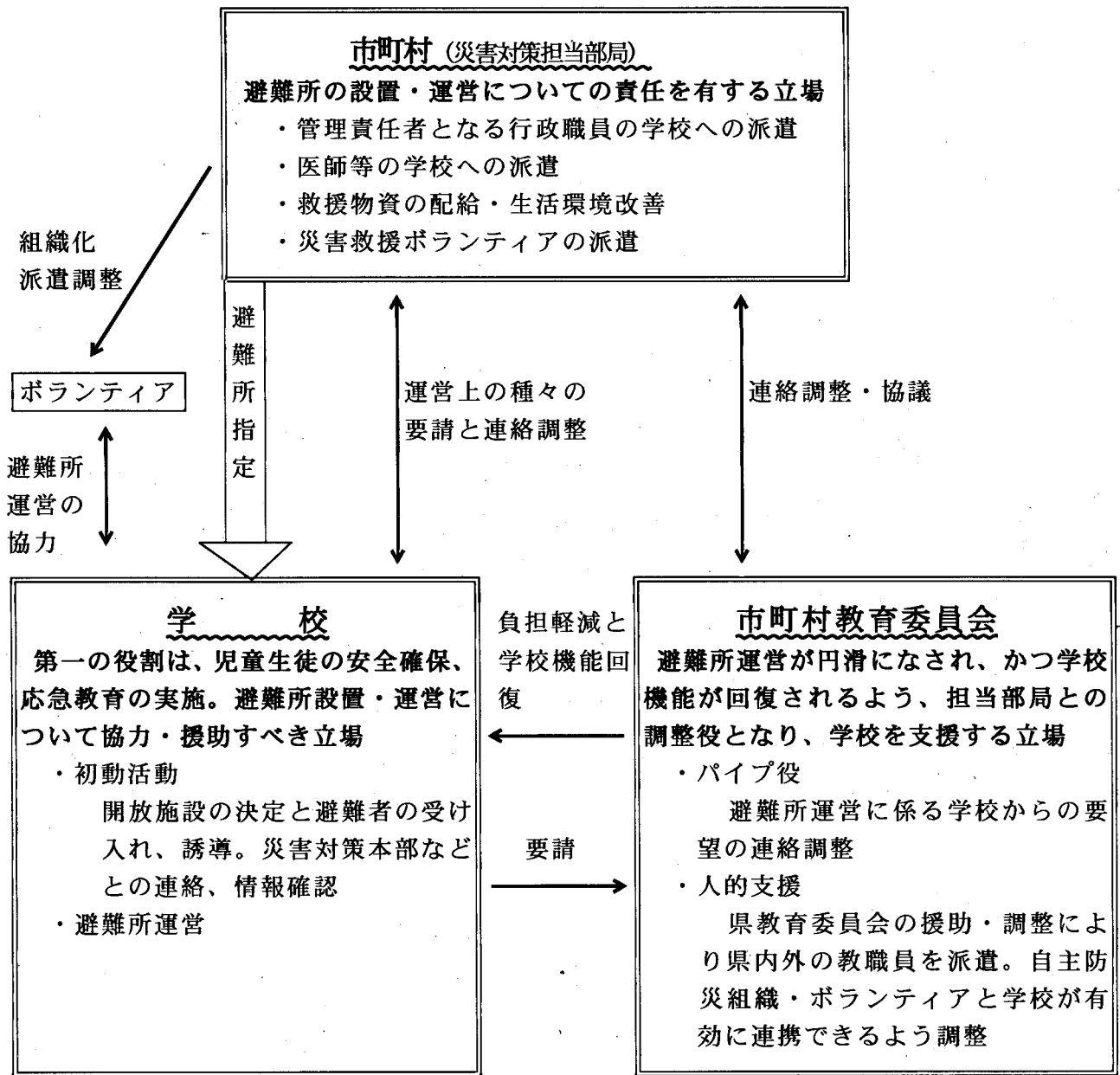


第3節 避難所設営に係る教職員の対応と運営の在り方

1 教職員の対応

災 害 の 発 生	
学校災害対策本部設置 (避難所支援班の結成)	本部の中に避難所支援班を設置し構成人数を決定。地域の自主防災組織や市町村災害対策担当部局の職員との協力体制を確立。学校医・地域の医師会との連携。ボランティア受入準備。
施設開放区域の明示	開放できる区域、立入禁止区域の明示。緊急車両やヘリコプター発着のスペース確保。高齢者や障害者などへの優先的配慮。優先区域順に開放
避難者誘導	担当者による誘導。避難所使用のマナーと一般的注意の徹底。
救援物資の調達配給	食料・医療物資などを市町村対策本部へ要請。食事・救援物資の配給経路の把握。高齢者・障害者等や非常持出品のない家庭への配慮。配給時におけるトラブル回避。
衛生環境の整備	トイレ・ゴミ集積所の管理。食中毒や伝染病など衛生面への配慮。
避難所運営組織づくり支援	運営本部長・副本部長の依頼。班編成、班長会議についての助言。生活上の基本ルールについての助言。
ボランティアの受入	活動拠点の設置。支援班との連携。専門ボランティアにコーディネーターを依頼。
炊き出しへの協力	要請に基づき使用可能な調理室、給食室などの提供。献立への助言。
避難者の名簿づくり	可及的すみやかに名簿を作成。原則として入所時に本部で記入。
情報連絡活動	連絡用看板の設置。避難者用緊急電話の早急な設置依頼。メディアを活用した情報収集。
自主防災組織への移行	

2 運営の在り方



3 避難所運営に係る教職員の服務上の取扱い

市町村の行政対応能力を超えるような非常に大きい災害の場合、市町村の担当者だけでは全ての避難所に対応できないことが予想される。その時は、学校に開設された避難所の運營業務を、教職員が担当せざるを得ない状況となる。

このような場合、教職員の服務上の取扱いについて、①職務として取り扱う、②職専免として取り扱う、③ボランティアとして取り扱う、の3つの対応があるが、その学校に所属する教職員が避難所運営にたずさわる場合には、「職務」として取り扱うことが適当であると考えられる。

なお、「職務」として取り扱う場合、次のようなことについて確認する必要がある。

ア 避難所運營業務は市町村長の責務であり、教職員の行う業務内容について可能な限り明確にしておく必要がある。

イ 学校に開設された避難所の運營業務は、災害対策基本法や災害救助法等により市町村長が被災した住民の保護と社会の秩序を図ることを目的としており、教職員本来の職務としては困難であるが、下記により校長等の職務命令で行う「職務」として整理することが必要である。

○ 県費負担教職員の場合

市町村の管理に属する機関の職員である学校の教職員をして、市町村長の業務である避難所運營業務を「補助執行」させる。

○ 県立学校教職員の場合

市町村長からの応援要請を受けて、避難所運營業務に当該学校の教職員を従事させる。

ウ 教職員を避難所運營業務に職務として従事させる場合、教職員の手当については、行政職の職員に支給される手当てとの均衡をはかるための措置を講ずる必要がある。

参 考 文 献

- 学校への不審者侵入時の危機管理マニュアル：文部科学省
- 鳥取県防災計画：鳥取県
- 食中毒（疑い）発生の際の対応マニュアル：鳥取県教育委員会
- 重症急性呼吸器症候群（SARS）対応行動計画：鳥取県
- 学校防災マニュアル：島根県教育委員会
- 学校における危機管理体制の確立のために：島根県教育委員会
- 危機管理マニュアル：岡山県教育委員会
- 学校防災管理マニュアル：徳島県教育委員会
- 学校の地震防災対策マニュアル：静岡県教育委員会
- 学校安全マニュアル（一般編・防災編）：山形県教育委員会